

渡邊國武著

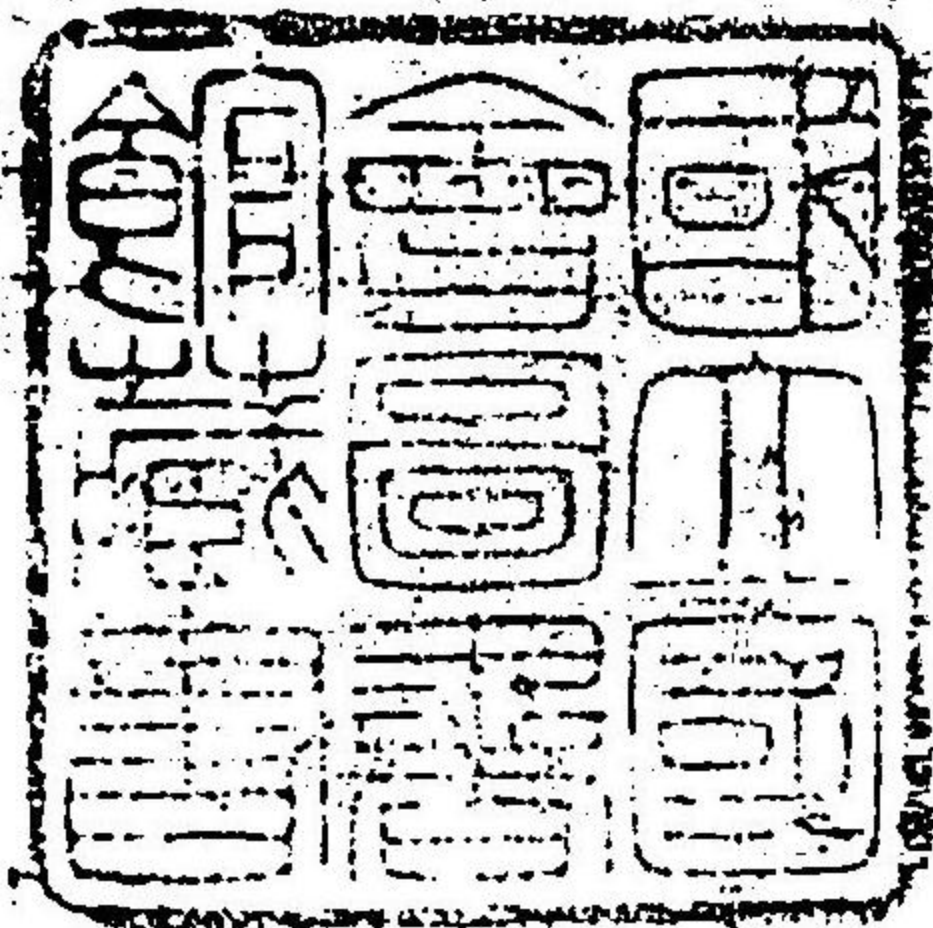
天龍道人傳

完

一名竹内式部勤王始末

哲學書院出版

289.1Ta575Wt



天龍道人傳一名竹內式部勤王始末

目次

- 發端第一
- 考證第二
- 本傳第三之上
- 本傳第三之中
- 本傳第三之下
- 結論第四
- 附錄
- 追考



336898

天龍道人傳一名竹内式部勤王始末

卷之三
卷之二
卷之一

天龍道人傳一名竹内式部勤王始末

渡邊國武著



元和偃武の後即ち徳川氏政權を執るの日に當りて始めて
王政復古の大業を企てたるはかの柳子新論を著して東西
向背の論を唱へ幕府の爲めに斯罪に處せられたる山縣大
貳北もあらず三條橋上に俯伏して遙に九關を拜し天下に
周遊して同志を語らひ事露ひれんとするに及び筑後の久
留米にて自殺したる高山彦九郎にもあらずまた不恤緯を
上の勢にて幕府を刺激し山陵志職官志等の九志を著して王
政の痛々衰へたるを奮激慷慨したる蒲生君平にもあらず
して其實は寶曆年間京師に在りて播紳家に立ち入りかじ

竹内式部勤王始末

と又孝元皇百十七代の帝桃園天皇を輔佐し奉り正親町三
 條徳大寺西洞院岩倉以下の諸卿と同盟し王政を古に復せ
 んと謀りたる竹内式部敬持といへる人こそ此日本に數百
 年間行われ來りたる兩頭政治を一變して國民を神聖なる
 一君統治の下に置かんとを思ひ起したる勤王論者の破天
 荒にありける中途にして事敗れ正親町三條以下の諸卿
 は譴責せられ式部もまた重追放に處せられたりけれ共敢
 て其志を屈せず名を正庵と改めて東國に來り山縣大貳藤
 井右門の徒と俱に相謀りて尙其素論を貫かんとせしが事
 また遂に成らず再び刑典に觸れて遠流に處せられたりけ
 るが其末路の如何になり行きけん之を知る者さらになし
 余は少年の日のかの大田蜀山翁が著したりとか言ひ傳へた

る徳川將軍吉宗家治家重三世の事を漢文に記したる續三
 王外記と云へる記傳跡の歴史を讀みたりけるに其第二卷
 惇王記に至りて始めて此竹内式部が事迹を見出したる惇
 王記寶曆八年の條に曰く「八年丙寅、西京公卿徳大寺櫻井壬
 生以下十七人、坐專修武藝、並受譴、或流、或禁錮終身、初丹州、處
 仕竹内式部者、少厭吠畝之苦、有四方之志、寶曆改元至、西京、教
 授受業者多矣、終接于摺紳之間、亟講書、微諷諭之、公卿聞之者、
 生非望之志、或學射、或騎馬、日講武事、既而事發覺、皆爲貶黜焉、
 執式部送之東都、下廷尉收之、罪不抵死、逐之、とまた同書第三
 卷浚王記明和三年の條に曰く「明和三年丙戌、有上變事、告處
 士山縣大貳藤井右門謀不軌、與其黨數百人、散在四方、小幡侯
 信邦與知之、初大貳以善兵聞、從之、受業者多矣、小幡老臣吉田

立蕃津田頼母相友善、既而藤井右門至、自甲州客于大貳所、右門善劍、學業者益衆、日講武論、兵右門與竹内正庵善、正庵者、淳王之世、接于平安公卿之間、勸之武事者、即式部變名也、於是拘小幡侯及大行人織田信榮於其宗族、織田信舊邸、執大貳右門以下其渠魁、而繫之獄、鞠問之、無明證、而獨可疑者、評圖東都王城、以是講習攻城之術、是爲犯大禁云、明年八月獄成、梟首藤井右門山縣大貳於鈴原加木焉、流竹内正庵、收小幡侯信邦封土及其邸、廢之、立其子信浮、既而賜諸與羽中二万石之地、秩如故、無城之地也、削織田信榮官而立其子、流斬者三人、以其無明證、而設告大事也、其餘連坐者尙衆矣、

余は讀んで茲に至り始めて元和偃武の後王政復古の大業を首唱し且始め之を實際に着手したる尊王愛國の率先

者は此竹内式部其人なりしことを知りたりき既にして天旋り地轉じ今や國家維新の盛運に際會して此竹内式部が風を聞て起りたりし山縣高山蒲生以下大凡君を愛ひ世を憤りて幕府の刑典に觸れ恨を吞で九泉に赴きたる人々は多少追賞の恩波に浴じ令名世上に赫々たらざるはあかりしに此竹内式部が事迹のみは當時其事たる宮闈禁闈の機密に關じ且朝廷幕府の大義名分にあづかれるが爲めに時人口を噤して言はず往々將に湮滅して世に聞ふることあからんとするものゝ如く竹内式部は萬里の海島瘴烟蠻雨の中に如何にして其殘生を送りけん墓前秋風に向つて一掬の涙を拂ふものさへあることなし

志かるに今を距ること百有餘年前天明年間に余が郷里な

る信濃の國諏訪の郡諏訪湖の傍なる下の諏訪と云へる山
水秀麗の一村落に天龍道人王瑾通稱を澁川虛庵と云へる
一老人ありけり初は好んで鷹を畫き後は専ら葡萄のみを
畫けり余が幼年の頃までは其書畫多く民間に傳はりて屢
之を見たることありしが書畫俱に一種の神韻ありて英氣
鬱勃凡品には非るやうに覺えたり此人氣象超邁にして膽
略人に過ぎ其行事の軒昂磊落跌宕雄偉ありし事は往々郷
里の入口に膾炙し民間の口碑に存するもの少からず志が
れども此人の出處來歴甚だ明らかならずして或は長崎娼
妓の腹に生れたる關人の子なりといひまたは鍋島侯の八
男にして少年の日放蕩無賴事を事とせず落魄して以て茲
に至れると云ひ未だ一定の説あるを聞かざりしに

余は郷里に在るの日よりして久しく此人の來歴を疑ひ必
ず是れ大豪傑の士にして志を當世に得ざりしものゝ名を
隠し迹を暗まじたるならんとは察したりけれども其誰に
かあるらんと云ふることには未だ考へ得ざりしに此頃郷里
より來りたる親戚の一老人に逢ひて一夕談たまふに此天
龍道人王瑾が事に及びたりけるにかの老人聲を潛めて天
龍道人王瑾は關人の子にもあらず又鍋島侯の八男にもあ
らずして其實の寶曆明和通逃の民竹内正庵が變名なり再
び刑典に觸れて遠流に處せられ萬死の中に一生を得たり
といふども其勇決敢爲の氣の未だ曾て衰へず跡かに海島
を脱して内地に來り東京を距ると遠からざる下の諏訪に
卜居して暗に幕府の動靜を窺ひ尙其素論を行はんとせし

が當時幕府の威權いまだ甚だ衰へざりしを以て遂に乗す
べきの機會に遇ふこと能はず志をもたらして泉下に赴き
たる不幸なる一英雄の末路にはありけるさればこそかの
郷里にては二の丸騒動と稱する諏訪家の内亂ありたる時
の如きも談笑して策を決じ單身東京に來りて周旋盡力一
藩を掌上に弄じたるが如き伎倆はありたるあり既に君が
爲めには曾祖父にして君が家の中興の祖先渡邊政隣君の
如きの此天龍道人王瑾とは無二の信友にして日夕相交通
せられたりと聞く君若し君が家兄に問ひ家傳の口碑自
らあるあらんと言ひれたりき
是に於て乎余の少年の日深く欣慕したる王政復古の首唱
者なる竹内式部と又嘗て深く其人と爲りを疑ひて未だ端

倪を得ること能はざりし天龍道人王瑾とはもとは同人に
して吾曾祖父渡邊政隣君との無二の信友ありしことを聞
き其奇遇に感じ其奇縁に驚き愀然として言ふ所を知らず
一面は書を裁じて天龍道人王瑾が嗣孫なる澁川正意君及
び郷里の父執老友に寄せて以て其遺稿遺聞を求め一面は
皇后宮大夫香川敬三君元老院議官重野安繹君等が此竹内
式部の事迹に就き取調べられたる事ありしを聞きて其材
料を送付せられん事を依頼しまた家兄鹿兒島縣知事渡邊
千秋君と謀りて曾祖父渡邊政隣君の遺物遺稿を調査した
りしに此頃に至りて不完全ながらも其事迹の要領を得た
りければ退食の暇漸次抄録編纂して以て之を同好の諸君
に寄贈し其公評を希ふ事とひかれり

考證第二
 余は今將に竹内式部が本傳に移らんとするの以前に於て先づ其遺物遺聞を對照比較し彼竹内式部敬持と此天龍道人王瑾との全く是同入にせよと只一個の眞龍が風雨雲雷交至り並び生ずるの間に其頭尾鱗角を隱顯出沒したるに過ぎざる事を一層明亮に考證して以て讀者諸君の參考に供せざるべからず

其第三證は時代の吻合にして天龍道人王瑾は文化七年庚午八月二十一日九十三歳にして終れり此年より逆推して九十三年を遡れば其生年は享保三年戊戌にして道人が自ら其詩文を集録して蕉鹿編と名つけたるもの十餘卷ある中に文化四年丁卯の詩「維戊戌我以降神壽域此開九十春」と

あるは即ち是なり此に由りて之を算する時は寶曆九年其西京を放逐せられたるは蓋四十二歳の時にして明和四年遠嶋に處せられたるは其五十歳の時あること押して以て知るべきなり

其第二證は口碑の吻合にして澁川正意君が余に贈られたる口碑之傳といへる書中に「京都居住中ハ公卿方ノ門へ出入リ由明和年中江戸へ下リ山縣大貳ト懇意ヲ結ビ幕府ノ嫌疑ヲ受ケ三都御搆トナリ候由西京及ヒ東京居住中ノ姓名ハ絶テ知レズ」とありまた正意君が一時其名を精庵と改められたる事ありしに今の新潟縣收稅長渡邊義郎君の父元亮君之に問ふて曰く君は祖先の名の音を取りてしか名づけたりやと正意君其故を解せずその如何ある故にやと

問ひ返したりに元亮君うち笑ひて君が祖先に竹内正庵
 といひし人ありと云ひれたる事ありとか聞けり元亮君は
 博學謹厚決して出處なきの言を發するの人にあらず必ず
 據あるの言あらん其人已に死して其出處を問ふによしあ
 きのみ
 其第三證は事實の吻合にして天龍道人王瑾死するの前年
 即ち文化六年三月自ら天龍道人碑碣銘を作りて畢生の事
 迹行狀を概述せりその其友人の作りたる如くに書きな
 したれども道人の自述あること別に明證あり其文中に壯
 年の事業を記して曰く時上下有大窮爲欲救之約豪富輩數
 十輩赴東武先修鎮宅靈符之法行之聲譽大發大小之諸家歸
 依日多士庶男女請益者雜遝滿門時有倚食于家僧云東明授

與之天部之法出而館下谷於是道人雖欲意避于世以下所諾浪
 花宿志難捨徧權家計之命已下而事遂欲成前是官人中有與
 道人義氣相背人道入平生顛脫質直諫之面拆官人忽觸赫怒
 嫉之甚竊妨之事終不果道人云嗚呼是天也時未至歟何以爲
 恨於是不可不知天命直弄將來志不再顧如脫躡時年四十二
 也第二證の計算に據れば天龍道人王瑾が四十二歳の時は
 即ち寶曆九年にして竹内式部が追放に處せられたる年あ
 り故に此碑碣銘に記したる爲欲救之約豪富輩數十家とい
 ひ修鎮宅靈符之法行之聲譽大發大小之諸家歸依日多とい
 ひまたは徧權家計之命已下而事遂欲成官人嫉之甚竊妨之
 事遂不果或又嗚呼是天也時未至歟といふが如き蓋竹内
 式部が深く其事迹の世に傳へらざるを悲しみ老年に至り

餘事此託し隠語を用ひて以て其勤王の始末を自叙し百年の後に至りて奇を好むこと余が如きものゝ眼光或は其紙背に透徹せんことを待ちたるならん

其第四證ハ遺物遺稿の考證にして今回澁川正意君が余に示されたる道人遺物の中に中山前大納言愛親卿が其八十八歳を祝せられたる親筆の詩あり賀天龍道人米年鏝鏢天龍子已闢米壽筵同盟松與鶴維德輔遐年前亞槐愛親」と記して朱印を捺せられたり香川敬三君の説に此卿は寶曆の事變あるに際して藏人頭にてありしが我は別に爲す所あるべしと言ひて敢て其企に荷擔せられざりしとか聞けり云へりまかれども同一時代にして同一忠肝義膽の人々をれば當時京師に在りて隠然親密なる交際ありたることは

敢て疑ふべきに非らず蕉鹿編の中に呈中山卿の詩數首あり其中にても曾拔忠誠嚴帝家雷名一擊動天過功成身退今何樂不盡乾坤雪月花と云へる七絶の如きはかの松平越中守定信朝臣と殿中間答の事ありしを聞き覺へず怒髮冠を衝きて其本色を露はしたるもの他の詩の寄託悠遠にして意思閒暢なるに比すれば一種其跡を異にせり道人も後には之を悔ひたりけんさのみ惡詩とも見へざるに原稿は二筆に之を抹殺してありたるなり

其第五證は名稱に關する考案にして道人が自ら王瑾と稱したるは蓋其畢生の事業目的勤王の二字の外に出ざるを以て三國の周瑜字は公瑾を翻案して王瑾字は公瑜と稱し暗に勤王二字の筆書を姓名中に寓したるならんまた通稱

を虚庵といひしも竹心の虚あるに托して以て隠然竹内の
姓を表したるなるべし。其第六證は天龍道人王瑾が末期の舉動にして澁川正意君
が贈られたる口碑之傳に「道人死ニ臨ミテ大封シ封書ヲ燒
棄シテ少シ亦云フ其封書ニ常ニ何人ニモ見セザルヲ以テ
其書ニ何タルヲ知ルヲ能ハズ」とあり言はずして知るべし
是其未年に至るまで西京有志の指紳家各地勤王愛國の士
達往復贈答せる機密の文書に於て恨を呑んで泉下に向む
べし。此に當り涙を拂つて之を一炬に付せしめたるならん
以上に擧る所の六證は未だ甚だ完全なるに非ずと云へば
も余の之を以て竹内式部敬持と天龍道人王瑾とが全く同
人異名にして首尾相照應し前後相貫聯する所あるを粗徴

證するに足るべしと思へり。余が此天龍道人傳を草するに當り當時の文書諸家の日記
雜說雜書斷簡遺墨に至るまで力を盡し手を盡して購ひ求
め借り集めたる中に宙齋記一卷あり他書との全く其跡を
異にす。諏訪良房なる者を以て寶曆事件の第一主謀者第一
主人公として竹内式部との自ら別人の如くに記し此良房
が生立よりして筆を起し詳細に寶曆年間の事變を記し天
明七年京師の大火内裏炭焼の事を録して西洞院時名朝臣
が立ち迷フ烟之中ニ思フツ君が御幸ヲ恙ナカレトとい
へる概世愛君の和歌を以て其筆を止め龍鳳軒竹遊子選と
署名し巻頭に正親町三條文庫の朱印あり重野安繹君は此
書を以て當時の小説にして取るに足らずとし所謂諏訪良

房なる者も張良子房の名に象りて案し出したる一個の鳥有先生ならんと言ひ香川敬三君も此諏訪良房なる者の他の記録中に一切其名をだに見ることもなきを怪はれたりしが竹内式部が其末路信州諏訪に來り諏訪家の内亂に關心ありと云はる余の説を聞きて二者の間蓋自ら關係の在るありんと言ひられたりき誠に此宙齋記あるもの文章あまの敷演に過ぎて往々小説に近き所ありまかれども當時の事情を詳にして人名地名年月等のいと正確にして疑ふ可らざる當時身自ら其事に與かりたる者に非るより此の如くなること能はざるに似たり因て深く之を思ふに恐らば是竹内正庵か變名して信濃に來り諏訪家の内亂を鎮むたる後即ち天明七八年の頃自ら諏訪家の張良子房あり

といへる心を以て諏訪良房といへる一個の鳥有先生を捏造し出してわざと竹内式部との別人の如くに之を記述し種の小説を作りて當時の事情を論述し既に塾居入道せられたる正親町三條帥大納言以下の諸卿に贈りて以て其無聊を慰めたるものならん其龍鳳軒竹遊子と署したるも龍竹の二字暗に竹内式部が末路天龍道人王瑾が自著なることを示したるあるべし余の臆斷する所は此の如し故に重野安釋君が云々の説あるにも拘らず余の尙此本傳中に往々宙齋記を引用して以て當時の景狀を寫し出すの材料と爲せり故に讀者諸君は余が宙齋記を引用するに當りて諏訪良房と記したるは皆是竹内式部が假名綽名なることを記憶せられんことを希ふ

余のものはや考證を茲に止めて直ちに本傳に移るべし而して本傳は之を三編に分ち其上篇は竹内式部が生立よりして寶曆九年重追放に處せらるるに終り中篇は正庵と改名して東國に來り山縣大貳藤井右門が企に關して遠島に處せられたる事迹を記し下篇は海嶋を脱して信濃に來り天龍道人王瑾またの澁川虛庵と稱して諏訪家の内亂に關して之を鎮む文化七年八月二十三日九十三歳にして病没するに終るなり本傳第三之上篇は元和偃武の後に在りて始め之を實際に着手したる曠世の奇傑絶代の英雄竹内式部敬持が生國は甚だ明らかならずして諸説紛々たり此書の首め

に引用したる太田蜀山翁の續三王外記に「丹州處士」とあり香川敬三君の筆記にも「丹波ノ人」とありて二説全く相吻合せりまた重野安繹君は越後の人ならんと言ひれたりき志かるに其末路信州に來りて天龍道人王瑾と稱するに及びて自ら稱して肥前の人なりと云へり前にもいへる天龍道人が自述と見へたる碑碣銘にも「天龍道人九州肥之人也」とあり余初は只是其本籍を押し隠す爲めの假託にして所謂英雄欺人の一手段ならんのみ思ひたりしが後宙齋記を得るに及びて其冒頭に「諏訪良房者肥前長崎之産」とあり道人が自稱する所と符合するのみならず燕鹿篇の中にも往々寄懷瓊浦故人の詩あり「老來殊慕故郷看崎水風光在眼寒」等の句あるを見る因て思ふに其實は肥前長崎の人に

して少年の日京師に至り徳太寺家家來の名目とあり寶曆九年幕府の爲めに鞠問せらるゝに當りては詐りて越後の人といひしならんさればこそ其罪案中に重追放普通の國を即ち五畿内關八州東海東山兩道甲斐駿河肥前の外に近江丹波越後の三箇國を附加せられたり近江丹波は京畿に接するが爲めにじて越後は其生國と稱むたるに由れるなりん

竹内式部が生立の事天龍道人碑碣銘に天龍道人九州肥之人也、姓王、名瑾、字公瑜、其先大職冠鎌足公之裔、五州大守龍造寺山城守隆信七世之孫也、父舍人介忠隆、母源氏、其爲人也、幼而明悟、風神秀徹、然間有逆己者、則害之、其急如束、滋薪、父忠隆欲制其悍勇、舍而入浮圖氏、雖道入之心不悅、隨父之嚴誨、就

同州護國山安國寺泰嶽師得度矣とありまた宙齋記には誣訪良房者、肥前長崎之産、其父食武門之祿、良房少壯之頃有罪、其母勸切腹而死、良房識量逸群、自謂以此小過、何求自殺、潛奔經迴、西州、遂登京師、涉關東、尋有名之師、而歷涉經傳、其智聰明、天稟之英略、自究玄妙、又學兵馬刀槍、軍謀絕倫、弟子集其門、殆勝由井正雪と蓋其父悍勇を制せんと欲して僧と爲したるに再び殺人等の罪ありて其母之に切腹を勧めたるに恐れて郷里を脱走したる者ならん又續三王外記には少厭吠之苦、有四方之志、寶曆改元至西京、教授受業者多矣とあり竹内式部が京師に來りて教授の業を創めたるは續三王外記には寶曆改元とあれども近衛關白内前公の日記寶曆八年六月十八日の條に竹内式部自遠國上京仕、三十年餘以前

三徳大寺家ノ僕トナリ彼家ニ勤仕經年近年ハ兼學神道
 儒者ト相成候トあり是近衛公が桃園天皇を諫争せんと
 て參内したる當日懷中せられたる覺書の寫しなれば其年
 歷等に大なる相違あるべしと思ひれども三十年餘
 以前はあまり永遠に過ぎて恐らくは暗記の誤ならん又式
 部が西京の住居は其罪案に「歎屋町丸太町下ル植地屋六之
 助借屋ニ罷在候竹内式部」とあり
 竹内式部は京師の神學者松岡仲良に就きて垂加流の神學
 を學び之を以て公卿を鼓舞し復古を謀るの方便とあした
 り近衛關白内前公が桃園天皇に上つれる諫奏書中に「垂加
 上申候ハ山崎嘉右衛門下申候者ノ儀ニ候誠ニ民間ノ儒者
 ニテ神書ヲ好ミ諸流ヨリ承候上愚意ヲ加ヘ候野鄙ノ新流

ニテ候夫ヨリ段々相傳ハリ則當時在京ノ松岡仲良ト申候
 者ヨリ竹内式部ニ相傳候義ニ候加様ニ段々ト民間ニテ相
 傳ハリ候流義ニ候乍併師仲良ヨリ相傳ヘ候事ニ候ハハ傳
 「ハ候通り相違ナク説キ申候ハハ一通リ世上流布ノ垂加流
 ニ少シモ違ヒ無之候ハハ件ノ式部ニ於テハ師傳ニ背キ愚
 意ヲ加ヘ説キ申候ハハ垂加流ノ中ノ又新流ニテ甚ダ確カ
 ナラズ説ニ候右ノ儀故師仲良心ニ違ヒ門人ヲモ除キ候人
 跡ニ候ハハ近臣ノ輩ダニ學ブベキ説ニテハ無之候况テ上
 ニ聞召サレ候事ハ甚以テ有マシク候トありまた同書中に
 「自先々垂加流學ビ候テ説キ候輩彼此アリ仲良ナドハ數年
 在京候ハ宜シトモ惡シトモ人口ニ掛ラズ候故穩便ニ
 候式部一人ハ善キト申シ信シ候モ甚シク又宜シカラズト

申シ難シ候者モ甚シク候故兎角穩カテラヌ候」と是等の數
 言以て其人物學識遠ク其師松岡仲良の上に出で師説に拘
 り求新義を唱へ遂に其師と絶交し獨立して以て教授し當
 時其名聲堂上地下を風靡じ一世を籠絡するの氣概ありた
 るの一斑を見るに足るべきなり
 竹内式部が教授の大要は其罪案に「經學ハカリ指南致シ
 候由申立候」に靖獻遺言等堂上方へ講談オマシ」とありま
 た吉田三位より傳奏廣橋大納言兼胤卿に贈りたる書中に
 「解キ方ノ筋モ正シカラズ三種神器之義ヲモ虚ニ解キ候由
 且神書ノ外儒書並保建大記ヲ講シ劍術ナドモ致シ候由承
 渡候」云々候」といへりまた兼胤卿が所司代松平右京大夫
 輝高に渡されたる覺書に式部の學風を記したる中に「日本

ノ帝王ハ日神ヨリ當今ニ至リ御一姓御相續ノ事異國ニ無
 之儀天下萬民不奉仰者ハナキ事也然ルニ當時將軍アルコ
 シ知テ天子ナルコトヲ知ラザル者多シ是甚可歎事也是何故
 ナリハ君臣不學不徳ヨリ事起リ然レハ天子ヨリ諸臣ニ
 至リ學ヲ修メ徳ヲ積ムベキト專一也左アラハ兵ヲ用ヒス
 手ヲ下サズシテ自ラ如昔公家一統ノ御世ニモ成ルベキト
 天地自然ノ道理ナリ」と記しました九條右大臣尙實公が綾小
 路宰相を召し寄せられ式部が教育の趣旨を尋ね給ひし答
 を兼胤卿其日記中に録して曰く「於日本天子程貴キ御身柄
 無之候ニ將軍ヲ貴シト申儀ハ人々モ存知天子ノ貴キヲ
 不存子細ハ如何ノ儀ニ可有之哉コトハ天子御代左御學問
 不足御不徳臣下モ關白以下何レモ非器無才故シ儀ニ候天

予三朝諸臣一統三學問之被勵五常之道備於侯之天下
 不萬民皆服其德而天子之心亦寄於自然上將軍天下之政
 統之被返上侯儀之必定實如反掌公家之天下亦可相成侯之
 宙齊記にまた摺紳數家招請令講倭漢之群書太平記評論之
 時摺紳傾耳之中多歎朝廷之衰運悲官祿之如形之間公卿殿
 上人各雖不現發言語慨愁之端顯然或夜有三國志之談及吳
 子蘭王子服吳碩馬騰事高野殿曰當時我朝能似漢朝何無吳
 碩馬騰之忠臣乎岩倉殿曰若有如此臣者如之何高野殿曰於
 有之者吾君何効漢帝乎園池殿曰忠臣英才十室之邑不待尋
 搜目前得之中院殿曰王子服吳碩今在茲公等吳子蘭馬騰也
 岩倉殿曰未得伐曹操之馬騰且無劉備而王子服之類何敵之
 乎今吳子蘭等小祿力不足慨歎良久正親町三條殿曰各忠志

顯然今追後醍醐之昔宸儀親政之謀略當時之樞要也一坐無
 異議決其策既而其人及二十人といへるか如き以て其一端
 を見るべし續三王外記に「亟講書微諷論之」と記したるは則
 ち是なり
 竹内式部の深く王朝の衰微を悲しむ幕府の專權を憤るよ
 うにして其門下の公卿殿上人等を鼓舞作興して以て王政復
 古の大業を謀らんとせしに其門人の中正親町三條大納言
 公積徳大寺大納言公城久我大納言敏通烏丸大納言光胤坊
 城中納言遂逸中院左中將通維高野右中將隆古西洞院少納
 言時名勘解由小路左中辨資名岩倉權中納言恒具同右兵衛
 佐尙具等の二十餘卿は君を憂ひ世を憤るの念益深く其師
 竹内式部を以て謀主となし切かに連署血誓して以て王政

復古萬機親裁の太業に着手せられたり宙齋記にまた此時の事を記して曰く會合之夜、徳大寺殿曰、固志之證、以連署、神明、理之當然也、衆賓稱善、即連署之人々、徳大寺殿、中院殿、鳥丸殿、高倉殿、西洞院殿、高野殿、園池殿、正親町三條殿、櫻井殿、岩倉殿、西大路殿、姉小路殿、今出川殿、裏松殿等、二十餘人也、於地下者、可爲別紙乎、有評議、徳大寺殿曰、密事在縮事、且於義心堂、土地下豈有差等哉、衆稱善、と嗚呼此徳大寺卿が於義心堂土地下豈有差等哉の一語を衆稱善は當時此諸卿の眼中既に已に門閥の弊習一點をも存せず亦以て明治維新の鴻業と遙々相似る所あるを見るべきなり

今上桃園天皇諱は遐仁先帝櫻町天皇第一の皇子にして延享四年丁卯即ち西洋紀元一千七百四十七年御年僅に七歳

にして位に即かせ給ふ聰明絶倫古今獨歩の英主なり寶曆五年乙亥御年已に十五歳にならせ給ふに因り徳大寺久我の兩卿竊かに謀議せらるる所あり香川敬三君の筆記中此事に就き岩倉前參議左近衛中將具集卿の語を録して曰く「桃園院帝寶算已に十五歳爲り玉は因り徳大寺公城久我敏通ハ君徳ヲ培養スルヲ以テ急務ト思惟シ議奏東久世宰相通積ハ商議シテ山崎闇齋ノ學說ヲ聞クシ召シ玉ハ之ヲ言上アルニ桃園院帝ハ速ニ採納シ玉ヲ因テ侍讀伏原宣條ハ其師竹内式部以説ニ依リ大學章句孟子集註ヲ進講セリ桃園院帝ハ山崎闇齋ノ學說ヲ聞クシ召シ玉ハ後光明院帝ハ漢唐ノ古註ヲ捨テ程朱ノ新註ヲ取テ玉ハ侍讀ノ堂上ニ我ヨリ古ヲ爲スト仰セ玉ハ聖慮ニ劣ラズト有志

夢堂上は皆雀躍感喜せし。ト云。此後同七年ノ夏ニ至リ正親
町三條公積西洞院時名ハ議奏姉小路大納言公文ト商議シ
更ニ神書ヲ聞旨召サレシコト言上アリ桃園院帝之ヲ允
以玉ヲ德大寺公城坊城俊逸高野隆古西洞院時名及ヒ白川
右中將資顯等ハ小番ニ更ニ々々日本記ヲ進講シ皆竹内式
部以説ヲ用井ラルト夫王政復古の大業を企てんと欲する
に當リて先づ其力を君徳の培養に致す其謀慮實に深遠な
り。ト云。云々。此の如きは皆是竹内式部が持論識見に出づ
るの固まり論なるといへども諸卿も亦能く其師説を實行
シ桃園天皇の速に之を採納シ給へる君臣遭遇實に千載の
三時な事也とを見るに足るべし。云々。云々。大徳八
かゝて桃園天皇の日に諸卿を集め儒書を講じ神道を論じ

頗かに治國平天下の大經大法を規畫し給ふ香川敬三君の
筆記に「同志之堂上言ヲ文學ニ託シテ更ニ御前ニ伺公シ陰
ニ大權ヲ收復セザル可ヲザル所以ヲ言上ス」といへる。即
ち是なり。是に於て乎近衛關白内前一條前關白道香九條右
大臣尙實鷹司内大臣輔平の四公其心甚だ安からず遂に先
帝櫻町天皇の皇后青綺門院の上裁を仰き天皇を極諫して
垂加流神學の進講を停止し奉り左右の近臣數十人を斥き
けんとするの事起れり余り今其事狀を説かんとする以前
に讀者諸君に一言せざるべからざる者あり今日よりして
之を見れば此四公が強て其左右の近臣を退ぞけんことを
奏請し桃園天皇をして「朕が股肱汝等ヲ斷ツ所ニ任カス」の
勅語を發せしめ奉るに至りたるは甚だ專横不臣なるが如

此といへども其實恐らくは然らざるものあらん此時は是
 徳川九代將軍家治執柄の日にして其父八代將軍吉宗中興
 の餘炎未だ衰へず一朝も關東よりして難問を發する等
 の事あらは其禍の及ぶ所は特り左右の近臣數十輩のみに
 止らずして或は承久の覆轍に陥ることをあらんも亦測る可
 はずとの懸念ありたるならんさればこそかの正親町三條
 徳大寺以下の諸卿が譴責せられたるは寶曆八年七月に
 して竹内式部が獄の完結に至るを待たずまた一切幕府にも
 謀らるゝ事なく卒然の間之を發せられしかば所司代松
 平右京大夫輝高は竹内式部は目下尙鞠問中なるを以て其
 決着に由り諸卿に關係する所なしと云ふ可らず然るを所
 司代にも謀らず關東へも談せらるゝ事なく攝家限りにて

諸卿を所斷せられたるは先例にも違ひ甚だ不當の處分な
 らんとの詰問を發し關白及び兩傳奏は當時の勢萬止むこ
 とを得ざるより即決處置したる所以を百方辨疏し數回往
 復の後同年九月九日に至り始めて其承諾を得たりし事は
 關白及び傳奏の日記中に記して詳なり當時の勢以て見る
 べし故に近衛一條九條鷹司四公の謀らるゝ所とかの正親
 町三條徳大寺以下諸卿の謀らるゝ所とは其進路方法甚だ
 異なりといへども齊しく是憂君愛國の至情に出たるは恰
 かも今日の政論壇上に於て急進漸進集權分權主内主外等
 種々其意見を異にすといへども同じく是國家の安危を負
 擔保持する者にして只其意見を異にせるが爲めに一を正
 とし他を奸として容易に論斷すべからざるが如し

然り而して竹内式部が學動に深く注意し最も其學說の詭秘にして測る可らざる所あるを看破せられたりしハ一條前關白道香公にして近衛關白内前公に忠告して其不可なる所以を説く關白ハ議奏葉室權大納言頼要五辻治部卿盛仲傳奏廣橋前大納言兼胤柳原前大納言光綱其他正親町三條東久世等の諸卿を召し寄せられ其可否を問はれたりけるに柳原卿は神道講義の不可あるを論じ葉室五辻廣橋の三卿ハ異存なき旨を答へ正親町三條東久世等の諸卿ハ固より連署血誓の人々なれば恐悦不過之旨を申し出られたりと雖ども關白ハ別に慮らるゝ所あり終に意を決して寶曆七年丁丑八月神書進講の事を諫争せられけるに天皇ハ青綺門院の令旨茲に在りと聞じ召じ直ちに之を承諾し給

へり香川敬三君の筆記に此時の事を記して曰く烏丸光胤歌道ハ御用ヲ以テ御前ニ伺候シ密ニ神書御覽ノコトヲ奏請ス帝ハ女院ノ令旨ニ依リ停止スル者ナレハ今暫ク謹慎シテ時節ノ來ルヲ待ツベシト諭シ玉クと固より御本意にあらざりしを以て翌寶曆八年戊寅正月關白内前を召て神書講義の事を勅じ給ひ關白自ら西洞院時名より傳習して進講すべき旨を諭じ尤當時大平ヲリト雖も誠ノ大平ニテハ無之明日ノ處モ不被計大平ナレバ日本記ノ儀ハ第一ノ義ニ候へハ不被聞召候テハ難相濟候等の勅語あり關白大に感動して直に勅を奉じたり嗚呼天皇寶算僅に十八歳にしていまだ血氣盛んなる御歳なるに髪には女院の令旨を奉ぜられて一旦神書講義を中止し烏丸大納言を諭じて時節

を待たしめ今又關白内前をして進講の任に代らしめ以て
 中外の妨害を消除し且股肱腹心の地に置かんことを謀り
 給ふ其深算遠慮の程驚くべし此時天皇内前に向ひせ給ひ
 て「内前ニハ何レノ隨ヒ罷」在心ニ候哉」と問ひ給ひけるに内
 前公涙を拂つて「不及申勿論君ニ奉隨候義ニ御坐候御代を
 蒙御恩云云」と同公の日記に記されたり又もつて天皇の非
 常に英邁に渡らせられたる一端を見るべきなり
 志うれども關白進講の事も亦遂に行はれず一條九條鷹司
 の三公連署して之を諫奏したりけるに天皇は内前尙實の
 三公を召し竹内式部が神道の用ふ可からざる所以を詰問
 し四公をして各自に其意見を具陳せしめ給ふ四公各其不
 可なる所以を條陳すといへども天皇之を用ひ給はず此時

に當り連署血誓の人々即ち正親町三條徳大寺烏丸坊城高
 野西洞院勘解由小路中院等の諸卿或は各自に或は連署し
 て密奏經畫する所あり言論往々詭激に渉る此事漸く宮闈
 の間に漏洩して四公の聞く所となりけるに四公は終に
 意を決して所司代松平右京大夫輝高に命じ竹内式部を拘
 引して之を鞠問せしめ且近臣數輩を退くるに非るよりは
 天皇の英算偉略遂に止むべからざるを察し寶曆八年七月
 四日近衛一條九條鷹司の四公うち揃ひて青綺門院の御所
 に参入し近臣數名の處分案を呈して裁可を得直ちに参内
 して謁見を乞ふ天皇之を御學問所に召す青綺門院の令旨
 を奉じ正親町三條徳大寺以下諸卿の處分案を呈して上裁
 を乞ひ奉る香川敬三君の筆記中に岩倉具集卿の語を録じ

此時の事を記して曰く「桃園天皇ハ關白以下ノ強迫奏請スルヲ憤リ玉ヒ朕ノ股肱汝等ノ斷ツ所ニ任カスト仰セ玉フテ直チニ御奥ニ入御アラセラル」と又關白内前公の日記には「セウ事ガナイドウナリトモ宜申付旨蒙仰仍テ今日ハ思召有之申渡候ハシ段申上退御前凡申之半刻也」とあり遂に勅令を發じて正親町三條徳大寺烏丸坊城高野西洞院中院の七卿を永整居に勘解由小路卿を整居に處じ高倉西大路町尻今出川櫻井裏松植松の諸卿及び岩倉卿父子を遠慮せしめて以て事全く落着せり而して其罪迹の要領に「竹内式部門弟ノ堂上結黨謀反之志有之候風説盛ニ相聞ヘ候モ無餘儀候謀反申ス義ハ事重キ儀中々二三人バカリノ徒黨一兩年バカリノ申合ニテ一向事難調義ニ候畢竟只

各主上へ御馴染申候テ朝廷ノ權ヲ執リ候趣意ニ候輕關白以下一列傳奏議奏等法外失禮之義トモ難勝計候依之別紙之通被仰出候とあり全文の趣意諸卿を辨護するが如くにしてまた之を羅織するに似たり亦以て當時諸公が用意良苦の在る所を見るべきなり宙齊記にまた此時の事を記して「西洞院時名朝臣能思惟後事一件之文書書翰之類不殘紙埋土中以柴薪燒盡之徳大寺殿又集文書寸々裂之夜中投河中兎所殺而狐歎之恐災及己類也」といへるは蓋實説なるに近じ

竹内式部が門弟諸卿の處分は茲にいたりて全く落着すといへども所司代松平右京太夫輝高が命に據り町奉行小林伊豫守松前筑前守の二人が拘引じて鞠問せる主謀者竹内

式部に至りては雄辨堂々として百方之を辨疏し大珠小珠玉盤に奔るが如く其實相得て端倪す可らず正親町三條徳大寺の二卿に緋威の鎧を調進せし事其他の諸卿に武器を贈りたる事平生兵書を講し陣法を論せし事等百方之を鞠問すといへども一も其證迹を得ること能はず或の經書神書靖獻遺言等を法廷に講ぜしめ或は門弟諸卿の筆記手録を徴し或の其子主計を推問し苦慮して其主謀者たるの痕迹を求めたりといへども遂に刑名の擬すべきなし幕府大に其處分に苦しむじが翌寶曆九年巳卯五月六日に至り宣告して曰く其方儀堂上方へ神書相傳へ候堂上方にの神道其家々モ有之事ニ候へハ被相望候トモ相斷リ可申處無其儀殊ニ經學ハカリ指南イタシ候由申候へ正靖獻遺言等堂

上方へ致講談候其上三本木へ堂上方被參候節罷越酒宴イタシ候都テ教方不宜候ニ付堂上方弟子之分御咎被仰付候殊ニ色々軍書武器等ノ風聞等有之候ニ付武藏相摸上野下野安房上總下總常陸山城攝津和泉大和肥前東海道筋木曾路筋甲斐駿河河内近江丹波越後右國々追放被仰付候とまた其子主計は其方儀疑ハシキ筋不相聞候へ正式部儀堂上方へ立入候ニ付色々風説等イタシ候儀其方若年者ニ候へ正儒學モイタシ候者ニ候へハ可心付處無其儀候式部儀重追放御仕置被仰出候ニ付其方儀京都御構被仰出候と申渡されたり

此宣告中竹内式部が罪迹は之を分拆する時の左の三條とあるべし第一の堂上方に出入して神書を講ぜし事第二に

ハ經學のみに止めずして靖獻遺言等を講ぜし事第三は堂上方と俱に三本木に酒宴したりし事是なり當時竹内式部は暗に冷笑して言ひしならん若し余が門弟諸卿と謀りて王政復古を企てたることに由りて罪せられんには萬死といへども甘んじて地下に入るべし幕吏無識にして此吹毛求疵の宣告をなむ罪ならざるの罪に處せられ萬死の中に一生を得たるは不幸中の幸にして幸中の不幸なりとさればこそ余が此竹内式部が晩年信州に來りて天龍道人王瑾と稱せし頃を作りたる一種の寓意小説あらんと臆斷せし宙齊記に此幕吏鞠問の事を記して老臣曰、堂上人々、企反逆、今荷擔之、何謂義乎、良房曰、堂上人々、爲君上捨身竭忠、抑朝家之臣、非武門之僕、武門又非公卿之主、何以稱之謀反乎、出于忠

肝、而無寸邪、有志之者、誰不扶之乎、老臣曰、汝捨治而好亂、言語首尾相違、良房曰、捨治而好亂者、一應之見也、我所思、殊有差別、夫君雖不君、臣以可爲臣、父雖不父、子以可爲子、今君雖爲君、臣以不爲臣、傲武威、故敵慮不穩、日夜近臣悼之、不忍徒視之、故企大望、且近年政失、良化下民困窮、多思彼勸、是雖似好亂、又何無其理乎、殊有差別者、是也、夫雖殺人、能安世、則殺亦可也、雖攻其國、於安其民者、攻亦可也、是司馬法之教也、如此分明炳然之理、猶論之給、是同以鳥之黑而比鷺之白、老臣曰、敵慮不穩、其謂如何、良房曰、今舉一二、其餘可推而知、天子有敵慮、達關東、稱新規之事、而不同之、方一雖同之、十辨其一、二於關東舉措、任我意、不論新古、如此被仰出由、唯觸其決定於朝家而已、如夫柳澤、與萬石、行新規之事、是主上仙院崩御之愼、觸萬民日數殊少、大樹

薨去、其慎倍之親王攝籙、亟相之薨逝、其慎僅三日、紀伊尾張納言之慎、十日也、於我領分格別也、今不重帝都、令應其定、抑當時日本之政務、雖出于關東、主上者主上也、雖不令親政、給何輕之甚哉、縱令雖武威、臣過君之位之法、古今未聞之、抑政務出武臣、是君之命也、何可被懸之於敵慮哉、唯失禮重疊之間、不穩也、普天之下、無非王土之所、今君雖即方乘之位、其所欲不隨心、遠劣臣下、可知不穩也、老臣曰、世移事違、帝業衰而霸者執政、今歎之給者、違時勢也、良房曰、不然、皆非也、夫齊桓晉文、扶周而治天下、內心非無奪位之意、只恐衆之責不義、而不行之也、故相互妬爭、伺其隙、曹操扶漢、而稱魏王、天下雖惡之、皆畏伏其威權、今關東似之、何比劉備扶漢、開帝業於蜀都乎、今之政者、臣以權威、蔑如主君之政也、夫我國者、天照大神以來、天孫治國、異國尙戴帝王、

而恐惡名、况於本朝乎、遠尋異賊霸業之例、而致神國之瑕瑾哉、抑日本國中、皆天子之所有也、今暫預政務於武門、何忘根本哉、臣超君之我意、流汚名於萬世、各論恐可相違也、一坐無詞、といへり、
竹内式部、京都を放逐せらるゝの後、明和四年丁亥、山縣大貳藤井右門等と俱に再び幕府の刑典に觸るゝまで七八年の間、何國に在りて如何なる事を爲したりしか、其傳なければ得て釋さぬ可らず、寶曆十二年壬午七月、桃園天皇は御年二十二歳にして崩じ給ふ、宙齋記に此時の事を記して曰く、「寶曆十二年、主上崩御、此間京都有雜説と嗚呼此聰明絶倫古今獨歩の英主にして、寶算未だ三十に満たずして、溘焉とて神去り給ひ、皇姉智子内親王女主として位に即かせ給ふ

後櫻町天皇即ち是なり當時京師に於て種々の流説起りたるも亦理なり余が家に藏する所の室鳩巢先生の隨筆逸話といへる古寫本のうちに後光明天皇崩御の時のことを記して關東ヨリ醫師參上天脈ヲ伺ヒ申候其御藥堅ク被_レ召上_カ之ヲ由數度勅定候ヘ_レ是時ノ所司代某強ク被_レ召上_カ可_キ然之旨執奏有_レ之候間被_レ召上_カ無_レ間崩去被_レ遊候とあり當時の勢もまた或_ハ之と相類似することありて種々の流説も起りたるならんか京師ヨリ傳_ハル所ノ流説ハ皆_ハ此ノ由ナリ大凡そ天地間の事物其結果ありて其原因あらざるものなし明治維新の鴻業を規畫シ始終其中心となりて時事を擔當幹施せられたる贈太政大臣岩倉具視公が勤王憂國の念慮は遠く本書の主人公なる竹内式部敬持が系統を引けりそ

は香川敬三君が直ちに同公より聞ける所にして天保十一年四月其養父岩倉前參議左近衛中將具集卿便室に在りて具視公侍坐せらるゝに際し話次たまはく皇室の事に及び其祖先權中納言恒具右兵衛佐尙具父子寶曆年間王政復古の大計を參畫し終に終身禁錮せられて世を終りたりし事迹を語られけるに具視公大に奮發激勵して祖宗の遺志を紹述し皇室の恢復を圖らんとするの念を起されたりとぞ公の曾祖父從三位具選卿亦常に祖宗の遺志を繼ぎ皇室の衰微を慨歎じかの高山彦九郎正之が京師に至る毎に之を延て第中に留宿せしめ其九州に行かんことを當り七律一首を賦して之を送らる西出京關獨曳_ル筈思_フ君客裏度_ニ秋冬_ナ九州波_レ浪舟千里四國城樓雪萬重何_レ對_レ桓溫_ニ耻_ヲ捫_ニ蝨_ヲ當_ニ逢_ニ元禮_ニ

得登龍、遠遊原是非、流落、遍涉山川、問舊蹤、亦以尋常一樣
 白面淫齒の措紳者流に非りし事を知るべきなり是に由て
 之を見れば吾人が昔日事に此に従ひ今眼前に目撃する所
 の此明治維新の鴻業は特り桃園天皇在天の靈踴躍歡喜し
 玉ぶのみならず竹内式部も亦地下に瞑目甘心して昔日百
 方苦心の甲斐ありけりと思ひじあらん
 竹内式部が獄の完結せるに際し東久世冷泉三室戸の三卿
 及び藤野井遠江町口大判事の二人は去年五月二十九日鴨
 川洪水の時水見物と稱し新三本木の貸坐敷に至りて竹内
 式部と酒宴遊興せしを罪として差扣謹慎叱り等に處せられ
 たり宙齋記にはまた此時の事を記して大に敷演する所あり
 此時霖雨累日、鴨川水大漲、高倉殿、烏丸殿、飛鳥井殿、今出川

殿、參集中院殿、中院殿曰、治承足利、元暦、佐々木、渡、宇治川、而
 揚名、在耳、未見眼、今鴨川出水、不減、宇治天龍、吾儕馬術手練之
 試、尤在此時、滿坐血氣之人、同意馳馬、望河川、川幅一町餘、泥
 水漲々、尤可恐、措紳同發言曰、此鴨川、尋常無水、出水之時、其勢
 十倍于他所、大石流水底、不得留馬脚、互合心助合、不可成一
 之働、皆乘入馬、而進、水勢逆、面于天、人消肝、然而名譽之雲客、操
 手綱、擲上馬首、或浮、或沈、斜乘上東岸、一息之後、又歸渡、遂無障
 難、乘上西岸、高綱景季、尚存之由、高言自負、是忘謹慎之所致
 也、諸司代松平右京大夫大驚、所々出細作、令告巨細於武門、と
 いへり是れ或はまた却て當時の實録なりしかを知るべか
 らず、本傳第三之中

明和年間竹内式部と俱に再び大政復古の大業に着手したる山縣大貳昌貞が生立は近來其立孫山縣昌造氏が上梓せられし柳子新論の巻首に付せられたる小傳に「山縣大貳、名昌貞、字某、號柳莊、大貳其通稱、幼字三之介、以享保十年某月日、生於甲斐國巨摩郡篠田村、實爲山縣三郎兵衛昌景十二世之孫、父稱領藏、爲同邑野澤氏之後、後稱三右衛門、又冒用府勤番與方某姓村瀬氏、夫貳仍冒村瀬氏、後復本姓、天資穎敏、而豪邁、從同國山梨郡山王權現祠祝加々美櫻塙學、櫻塙受業、三宅尙齋、是以大貳明乎大義、自皇學儒佛陰陽方技、至諸子百家、無不涉獵、尤邃乎鈴船、常慨然有復興皇室之志、とあり、を以て其概畧を見る、とあり、此小傳中には「所著數種、散軼不傳、今存者、柳子新論、外、醫事撥亂、素難評、孫子講義、三種而已」とあり、とあり、との

外に省私録、樂律考あり、又余が家に古く傳へたる天經發蒙八卷あり、精圖を付して天文の事を論じ、俗説を排撃して一家の見識あり、海外の事情にも粗通せしと見え、其地脉篇に「此州土ヲ爲ス者地球ノ内ニ凡五處アリ之ヲ五大洲ト云フ一曰ハ亞細亞二曰ハ歐羅巴三曰ハ利未亞四曰ハ南亞墨利伽五曰ハ北亞墨利伽ナリ是皆地脉ノシタキタル處ヲ以テ五處ニ分タルモノナリ假令ハ日本中華天竺韃靼等ノ諸國ヲ合セテ之ヲ亞細亞ト云ガ如シ詳ニ地球ニ圖スル所ヲ見テ知ルヘシ又近比紅毛ノ人大洋ヲ渡リテ始メテ南方ニ墨瓦臘匿加ノ一大洲アルヲ見タリト云然レ未タ其國界ヲ詳ニセズ之ヲ併セテハ六大洲也」とあり、其他曆法を論じて氣朔曆七曜曆即ち太陰曆と太陽曆との區別を説き、太陽曆

を以て天度に合すると爲すが如き其卓識もつて想像すべ
 寶曆九年己卯一書を著して大義名分を論じ之を名づけて
 柳子新論といふ其書十三篇以て孫武に擬す正名得一人文、
 大勝、文武、天民、編民、勸士、安民、守業、通貨、利害、富強、即ち是なり
 乃ち託言して曰く「駒嶽之陽、蒲水之曲、吾家居之六世焉、享保
 之初、數被水害、修築不及、因移其宅、故地種以菽麥、畝間偶獲一
 石函、中藏錢刀、皆元明以上所鑄者、函底有一古書、題曰「柳子新
 論、腐爛之餘、不便披閱、先人乃騰寫一本、凡十三篇、當時既有歷
 校定者云、後廿餘歲先人沒矣、余得而讀之、其言論政跡、可否、間
 有可取者焉、亦多憤勵之語、意者中葉以降之作耶、觀其斥耶蘇
 幾何之類、蓋亦在織田氏之時耶」と下野の人松宮主鈴俊仍之

を得て一讀し欄外に品評して跋文を付し「但惜至兩都向背
 之論、有大不然者等の語あり大貳一書を裁して松宮に贈り
 大に之を討論す主鈴之を辨疎して答書を贈り「當今君委於
 臣而不疑、臣奉於君不貳、向背何論之有、其他不多及、有禮經所
 謹守也、足下勿復問云云」と言て之を謝絶したり
 柳子新論既に上梓して世に傳布す故に余は今唯其得一篇
 中の一二節を採録して以て讀者諸君が山縣大貳が學風の
 一斑を見るの用に供して止むべし其得一篇に曰く「柳子曰、
 夫天得一以清、地得一以寧、王侯得一以為天下之貞、豈特天地
 與王侯爲然哉、大夫非得一、則不可以治其家、士非得一、則不
 可以養其妻、孳庶人非得一、則不可以安其身、父不可以教其
 子、子不可以事其父、故天無二日、民無二王、忠臣不事二君、烈女

不更^ニ夫^ヲ弟子請^ヒ曰^ク願^ハ聞^ク其^ノ詳^ヲ曰^ク今^ノ夫^ノ衰^レ亂^レ之^ノ國^ニ君^臣其^ノ志^ハ祿位^ニ其^ノ本^ニ故^ニ好^ム名^者從^ヒ彼^ノ好^ム利^者從^ヒ此^ノ名^利不^レ相^レ屬^シ而^シ情^ハ怨^分矣^トとまた^ニ貳^ニ於^テ事^上則^シ不^レ義^ト先^王有^レ常^刑焉^ト貳^ニ於^テ使^下則^シ不^レ仁^ト兆^レ民不^レ肯^テ從^ハ焉^ト且^レ也^ト今^ノ之^ノ人^ノ聞^ク婦^有二^心則^シ必^ス曰^ク姪^矣臣^而有^レ二^心其如^レ之^何と^モつて其^ノ學^識之^ノ一^端を^レ見^ルべき^{ナリ}其他^ノ磔^梟火刑^を以^テて蠻^夷之^ノ惡^習と^シ爲^シ族^滅を^レ苛^酷不^レ仁^トと^シ罵^ルが^レ如^キ刑^罰只^シ天^子より^レ出^づれば^レ有^レ道^トと^シ爲^シ諸^侯より^レ出^づれば^レ無道^トと^シ爲^すとい^へる^ガ如^キ往^々を^レ超^乘の^レ見^ある^に似^{たり}竹^内式^部は^レ京^師を^レ放^逐せ^らる^の後^其名^を正^庵と^改め^て東國^に來^れり^而し^て其^ノ山^縣大^貳と^相知^れる^は蓋^シ其^ノ黨^藤井^右門^直明^ガ招^介に^よれ^る者^ノ如^レじ^かの^績三^王外^記に^レ右^門與^竹内^正庵^善と^{あり}又^レ香^川敬^三君^ノ筆^記に^レ大^舍八^察官^八

從^レ五^位藤^井大^和守^直明^曾テ^レ竹^内式^部門^人ノ^堂上^ト與^復テ^レ謀^ルコ^トヲ^レ誓^フ正^親町^三條^公積^等ヲ^レ譴^責ヲ^レ受^ク竹^内式^部ノ^揚屋^入ト^爲ル^ヲ聞^キ潛^ニ遁^シテ^レ京^師ヲ^レ出^テ名^ヲ變^シテ^レ藤井^右門^ト稱^シ處^士山^縣大^貳ヲ^レ江^戶ニ^レ訪^フ其^ノ家^ニ同^寓ス與^俱尊^王ノ^大義^ヲ唱^ヘ陰^ニ同^志ノ^士ヲ^レ募^ルと^{あり}又^レ宙齋^記に^レ藤^井右^門ノ^前名^を藤^井政^之助^ト稱^シ詎^レ訪^良房^豫と^しめ^其事^業之^ノ遂^に成^るべ^から^{ざる}を^レ慮^りわ^ざと^レ政^之助^をば^其黨^議に^レ關^せし^めず^して^レ之^に授^るに^レ後^圖を^以て^レした^る旨^を記^シ良^房伴^政之^助於^レ閑^所陣^營之^秘法^五攻^十圍^口傳^孫子^五火^用術^孔明^八陣^密圖^直言^秘極^之法^旨秘^事口^決悉^レ讓^與之^等ノ^言あり^免に^レ角^竹内^式部^と藤^井右^門と^り京^師に^在り^心時^{より}し^て親^しき^交際^{あり}たり^と見^ゆ又^レ明^和風^土記^と

いへるものには藤井右門の始め甲州の龍王新村に寄寓し其隣人にして山縣大貳の實兄なる山縣齋宮の紹介に因りて大貳を東京永澤町の住居に訪ひ遂に之に同居せし由を記し續三王外記に「藤井右門至自甲州」といへる者と吻合す此山縣齋宮といへるは後に市郎左衛門と改名し明和事變の際中退放に處せられたる一人なり
 余始め此書の編纂に取かゝりし頃余が家に藏せる史料叢書第六卷を見るに山縣大貳以下御仕置書付あり其黨人の中に織田美濃守信邦が領分上州甘樂郡小幡村崇福寺隱居梅現といへる僧ありて重退放に處せらる其年齢五十一歳と記しかの天龍道人王瑾といふに一歳を違ふる而已なるを以て若しかの天龍道人王瑾は此梅現が末路には非るか

の疑を起し群馬縣書記官曾我部道夫君に依頼して之を調査したりけるにこの梅現ある者は同寺第十三世の住職にして天明三年四月五日に死したること石碑及び遺牌によりて明らかなりきこの小幡村は明和事件の爲めに隱居塾居せしめられ其家臣も多く連累せられたる織田美濃守信邦が舊領舊在所にして崇福寺は其菩提所なるを以て今日に至るまで織田信雄以下七世の墳墓儼存すと聞きたれば尙その故老に就きて當時の遺聞を採收して送附せられん事を依頼し置きたりしにこの崇福寺は明治二年火災に罹り僅に本尊遺牌等を存するのみにして什器古文書等悉皆焼失し一昨明治廿年十一月終に廢寺となり今其迹に一小堂宇を建立して僅に其遺址を存するのみなりとて同村の舊

家某が所持せし明和風土記といへる古記録十巻を送られ
たりこの明和風土記といへるものゝ世に言ふ記録本の躰
裁にて小説めきたるものにはあれども往々當時の實録な
らんと思ひるゝ所あり其末に「以本書安永九子年寫之」とあ
り蓋其書の成れるの明和の末若しくは安永の始なるべく
其當時を距ること遠からざるを以て一概之を小説視し
て斥ぞくべきものにあらざるを以て「其時堂上御面
この明和風土記は其第一卷竹内式部來歴之事」といへる條
を以て筆を起し同人を以て丹州の人となし三河國掛川の
驛に在りける頃かの有名なる入つ橋の故迹を尋ね杜若の
名のみにして今は一もども有らざるを見て今の王朝の古
に異なりて此三河國より起れる徳川氏のみいたく繁昌せ

ることを慨歎して歸りける夜の夢に日輪西方より出づる
と見て大に發憤し直ちに京師に上りて堂上諸卿を鼓舞作
興じ事露はるゝに及んで徳大寺卿は終身禁錮に處せられ
式部も亦京師を追放せられたるよむを記し其時堂上御面
々御姓名悉く相知せり云々後見し憚り茲に略せし
者也」と言て筆を止めたりまた其明和事件を記載詳述せる
大要は山縣大貳藤井右門の二人相結んで王政復古の天業
を規畫し上州小幡の領主織田美濃守信邦其親族織田對馬
守信榮及び信邦が家老吉田玄蕃津田賴母以下其黨凡七百
人連署血誓して之に荷擔せたりけるが竹内正庵の志に加
はるに及んで此の如き天業を企つるに之を京師に奏問し
て勅命を受くるに非れば終に朝敵反逆の汚名を蒙り天に

他日の事業に害あらんことを主張し遂に禁中に便りて宣命を乞はんとしたりしが正庵は前年の所業に因りて多く京師の人に知られたれば再び上京して堂上家に立入ること能はず其舊友なる西京御幸町二條上田岡本東庵といへるものを東京に呼び下して徳大寺卿に此意を通せしめんと欲し旅資を贈りて之を迎へけるに東庵之を了諾して京師を發せんとするに當り徳大寺卿早く其意の在る所を曉りて懷舊の和歌一首を詠じ竹内正庵に寄せてもつて之を努めしむ正庵之を其黨人に示して鼓舞作興したりければ同志の徒いよ々々奮發激昂せしに黨人の中宮澤準曹桃井久馬佐藤源太夫の三人反覆變心して之を幕府に告げ尋て清水靈宗其連判狀を盗みて之を閻老阿部伊豫守に呈しけ

るに伊豫守は其連累の波及する所甚だ弘きを憂ひ強ひて是茶道傳授の一卷なりと稱し靈宗を罰するに上を欺くの罪を以てし之を禁獄して以て其口を噤し藤井右門を新吉原の妓樓に山縣大貳竹内正庵を東海道神奈川驛に捕縛したりし由を記載せり是或は其當時の事實に近きものあるが如し

明和四年丁亥八月廿一日町奉行依田豊前守役宅に於て監察松平庄九郎之に立會ひ豊前守か宣告したりける黨獄の罪案は載せて史料叢書第六卷一在り永澤町安兵衛店浪人山縣大貳四十三歳其方儀常々弟子共並ニ渡世又ハ營業ノ筋モ候門弟其外入魂致シ候ヘバ兵亂或ハ變事有之候節何レノ用ニモ相立テ事ニヨリ立身等致スベク旨申聞候段兵

亂ヲ好シ候道理ニ相當リ且又甲府御城付武具員數乏儀覺
 候由古書ニモ有之候處其後上州邊百姓共騒立候間少々
 其騒有之事ヲ由相話シ當時禁裏行幸モ無之因テ同前入
 由雜談ニ及テ堂上方古實ニ背キ候越テ草紙ニ認テ或
 兵學ヲ講釋シ付地利ニ引當不申候難相分高ニ申州其郊
 及見聞候國々地利地合城ニ引當テ御要害ノ場所ヲトヘ
 三取リ用ヒ講釋ニ致シ候儀共テ多ク不敬之至不
 届至極ニ付死罪申付候事ヲ右大貳方ニ居候正親町三條中
 將家來之由申立候藤井右門四十八歳其方儀浪人山縣大貳
 多能之儀本町三丁目町醫師宮澤準曹神田小柳町浪人桃
 井久馬ニ致シ吹聴候事ニ申消シ候趣ニ及テ大貳儀甲府御城

御要害等へ引當兵學論談イタシ道理相分リ候由ノ儀物語
 仕リ且又四年以前彗星心宿ニカハリ候由右古書之通兵亂
 之萌シ候處其後百姓騒動少シク其騒有之旨大貳申候様拵
 へ申聞候處何方ニ兵亂ノ萌可有之哉難計由甲府要害宜シ
 ク候へテ武田勝頼被攻破候節ノ通ニ致シ攻メ候ハ、甲府
 之御城落テ可申由都へテ火矢之儀ハ風土ヨリ射掛候ニ付
 南風ニ候ハ品川邊ヨリ射掛ク宜シク候由或ハ甲府繪圖
 引當軍立論シテ可相分旨ノ儀トモ當時之地利地合引當雜
 談仕江戶ノ御城西ノ方御手薄ノ由ニ付タトヘ其方儀
 攻候ハ、東ノ方御要害堅固ナル場所ヨリ攻メ可申事ノ由
 申之候勿論其方儀反逆等之儀ハ無之事ニ候へテ一躰大貳
 ヲ渴仰致シ兵學論談又ハ合戦ノ致シ方申シ募リ候ヨリ致シ

谷戰候志ノ所存ニ相成自然前書ノ通上モ無之恐多キ儀ヲ
 雜談致シ候段不敬之至不届至極ニ付獄門申付候とあり香
 川敬三君の筆記に據れば藤井右門は是より先きに獄死し
 て石灰漬となしたるを獄門に掛けたりといへり明和風土
 記には藤井右門は幻術を善くし空中を飛行する等の風評
 ありたるが爲めに箱牢といへるものに入れたりしが厚さ
 二寸程の板にて作りたる六尺四方の箱を十文字の筋金に
 て之を固め食事の通路に四寸四方の穴を明けたるのみ
 して鞆問の時といへども此箱牢のまゝ呼出して吟味した
 るはしを記せり當時幕吏の無識にして慘酷なる或ハ此兇
 戯に類するを爲して之を苦しめ終に死に至らしめたる
 事亦圖るべからずまた山縣藤井等の陰謀を密告したる宮

澤準曹以下四人の宣告書は左の如くにしていづれも三日
 晒しの上遠島に處せられたり本町三町目源兵衛店町醫師
 宮澤準曹四十七歳神田小柳町與兵衛店浪人桃井久馬四十
 九歳神田富永町三町目代地兵右衛門店浪人佐藤源太夫五
 十三歳南鍛冶町二町忠兵衛店禪僧靈宗五十一歳此者共儀
 永澤町浪人山縣大貳物語ノ由ニテ同入方ニ居リ候堂上方
 家來ト偽リ候藤井右門不取留不敬之儀ヲ申出候ニ付難心
 得存シ出會フ度々可糺ト尋テ問ヒ候處公儀へ對シ恐多キ
 事トモ雜談イマシ候ニ付大貳右門不届ノ企致シ候儀ト存
 シ推量ヲ以テ不愷ナル義ヲ治定フ趣ニ相認メ大貳弟子ノ
 内親シク隨身ト承リ候ヘハ何ノ儀ヲモ不相糺徒黨ノ事ト
 相察シ右名前荒増承リ候儀ヲ取り集メ認メ置キ其内ニハ

大貳右門一向知人ニモ無之者ノ儀其外御家人並ニ堂上方
 ニモ一味ノ者有之由重キ事共ニ相認メ此者共ノ儀ハ蔭ニ
 相成手寄ヲ以テ可訴ト彼是取拵ヘ一途ニ御爲ト訴ヘ出ル
 處上モ無之恐多キ儀ヲ厚ク相聞ヘ候様申立候段却テ不憚
 公儀致シ方不届之至殊ニ此者共訴ニテ大勢無罪ノ者共マ
 テ入牢致シ御詮議ニ相成其上無名ノ捨訴狀捨文等有之右
 認方全ク此者共ノ仕業ト相聞ヘ候重ク不届重科ノ者ニ付
 死罪可申付者ニ候處大貳右門儀企等ノ儀ハ毛頭無之事ニ
 候ヘ共兵書雜談或ハ堂上方等ノ儀其外恐入候不敬ノ雜談
 申散シ候段ハ此者共申立ヨリ相知レ大貳義ハ死罪右門儀
 ハ獄門ニ相成御仕置相立候午不届訴人之事故此所ヲ以テ
 此者共儀ハ助命申付三日晒之上遠島申付ル者也」と其他織

田美濃守家老津田頼母關野定右衛門用人役津田庄藏用人
 格松原郡太夫崇福寺隱居梅叟ハ重追放ニ山縣市郎左衛門
 即ち大貳が實兄山縣齊宮ハ中追放ニ處せられた水野登
 岐守家來吉見長左衛門ハ勤方取放主人方にて答可申付旨
 を達せられ織田美濃守家老吉田玄蕃吉田八藏高見澤與右
 衛門留主居役前田儀右衛門阿部伊豫守家來今村彈作茂上
 六彌内藤五郎永井飛彈守家來市川清藏外十一人は無罪に
 して放免せられ竹内正庵は遠島に處せられたり
 同日閣老阿部伊豫守役宅に於て閣老列座大監察筒井大和
 守監察内藤主税出席して伊豫守が織田美濃守信邦其子八
 百八信浮織田對馬守信榮其子織田式部に申告したる旨は
 左の如し織田美濃守ヘ其方家來吉田玄蕃儀權高ニテ役拵

不相應ノ儀共有之ニ付先達ヲ各申付置候由然處立蕃儀山
 縣大貳ト申ス者ニ出會甲府確氷箱根等ノ御要害ノ儀ナド
 致物語御場所柄ノ儀ヲ申散シ候者ニ付吟味申付置候内御
 吟味相成候由假ニモ公儀ヘ拘リ候儀ニ候間其所ヲ第一ニ
 取計假令役人少ニテモ可成丈ノ役人ヘ申付早速立蕃相尋
 テ其事ノ虛實淺深ノ差別ニ及バズ取締メサレ事ニ候何レ
 ニモ公儀ヘ可申上候處其儀ナク右立蕃各申付候其方一分
 ニ對シ候儀ニ候處其所ヲ專ニ取計ヒ公儀ヘ對シ候儀ハ吟
 味申付置候マテニ等閑ニ相心得役人少ニ候トテ吟味及延
 引候段不堪ノ至ニ候仍之隱居被仰付候蟄居仕可罷在候織
 田八百八ヘ織田美濃守事不堪ノ品有之候ニ付隱居被仰付
 蟄居仕可罷在旨被仰出候先達ヲ假養子ニモ相願候儀ニ付

其方ヘ名迹トシテ二万石被下候追テ奥州ノ内所替可被仰
 付候「また高家織田對馬守ヘ織田美濃守家來吉田立蕃儀不
 堪ノ事有之候ニ付谷之儀美濃守家來共評議相決美濃守ヘ
 申立候以後其方ヘモ一通リ申聞美濃守儀モ内々申聞候ヘ
 同役人共評議相決シ候儀ハ追テ取計方モ可有之儀ニ付先
 役人共申聞候通申付置可然旨美濃守及挨拶候由ニ付右立
 蕃儀ハ重キ役義ヲモ相勤有之事ニ候ヘバ右不將之次第ヲ
 モ得ト承リ糺シ可申儀殊其方儀同姓其上美濃守儀ハ實三
 男之事ニ候ヘハ平日トモ家來入取計等モ可承届儀其上立
 蕃儀浪人山縣大貳ト申者ト出會候儀取沙汰モ可有之儀ニ
 候ヘハ承糺シ心付方モ可有之處等閑ナル取計不行届儀不
 念之至ニ候依之御役被召放隱居被仰付候急度慎可罷在候

織田式部、同氏對馬守事御役被_レ召_レ放_レ隱居被_レ仰_付候家督無_レ相違其方へ被_レ下_サ之寄合被_レ仰_付候と
 この史料叢書には竹内正庵が罪案申渡書と載せ_テ勢州宇治郷在家町御師鶺飼文右衛門方ニ居候式部事竹内正庵遠島とのみ記じたり明和風土記には御搦ノ場所へ入込_ミ不届ニ付遠島とあり元來この竹内正庵は深謀遠慮かの張良子房の風あり當初京師に在りて正親町三條以下の諸卿と俱に大業を企てしより其末路諏訪家の内亂に關し千野兵庫貞亮といへる者を輔けて之を鎮せしまで畢生の事業總べて自ら言論を慎み嫌疑に遠ざかり人後に立ちて暗に之を指揮監督するを以て手段と爲したる者の如し故に幕府至繁至密の法網も終に此吞舟の大魚を洩らして御搦の場

所に立入云云の一罪をもつて之を遠島に處したるか將た再び京師の搦紳家との關係を生じ連累の波及する處底止すべからざるを恐れて強て鞠問せざりしか元來この獄に關せる宣告書即ち上に抄録したる罪案を通讀するに反逆等之儀ハ無_キ之事ニ候へ_トといひ御家人并堂上方ニモ一味ノ者有_レ之由重_キ事共_テ相認_メといひ又は上モ無_レ之恐多_キ儀ヲ厚ク相聞_レ候様申立候段却_テ不_レ憚_リ公儀_ヲ致_シ方不_レ届_ク至_レといへるが如きかの竹内山縣等が主張せる所の大義名分の一問題に至てはあるべく之を言はず且京師搦紳家との關係の如きもなるべく之を避けたるに似たり是に由て之を見ればかの明和風土記に闇老阿部伊豫守が其連累の波及する所甚だひろきを憂ひて連判狀をおし隠じたりと

いへるは或は當時の實説ならんか此時無罪放免せられたる者のうち今村彈作茂上六彌内藤五郎の三人は即ち闇老阿部伊豫守が家來にして明和風土記に此三人は伊豫守が事實探偵の爲めに山縣大貳の門下に入らしめたる者にて藤井右門捕縛の際の如きも此三人大に盡力したる由を記したり然らばこの阿部伊豫守こそ能く黨人の情偽を知りたる者ならんにかの宣告書の疎漏散漫にして其要領を得ざるの甚しきは別に深き故ありたる事なるべし又かの京師に通同するの任に當りたる岡本東庵の如きも明和風土記に京都町奉行が捕縛窮問せし由を記して其結局を言はず是亦推問其極に達せずして止みたるあらん

竹内正庵が伊勢に至りて御師鵜飼文右衛門の家に在りた

るは垂加流の神學教授を名とし其實伊勢は宗廟神器の在る所なるを以て一朝事あらば之に據て以て謀る所あらんとせし者ならんか其遠島に處せらるゝの後いづれの海島に發遣せられたりしや其傳なければ得て知る可らず

明和風土記に竹内正庵が風采を記して有髪ノ形粧柔和ノ面躰ニテ紫縮緬ノ居士衣ヲ着シといひ實ニ右門申セシ通リ優美ノ人躰ナリ尋常ノ骨柄ニ非スといふが如き澁川正意君が示されたる天龍道人王瑾が肖像と符節を合するが如く又口碑覺書に「虚庵容貌態度ニハ千野氏始メ感心致シ候趣ニテ近世珍ラシキ人物ナリトノ評アリトカ又平常自無垢ヲ着用致シ候トノ事ニテ人ヲ訪フモ席ヲ設ケザレバ坐セズ千野氏ヲ訪フ時ハ毎度緞子ノ蒲團ニ坐シ候由」といへ

る者ども全く相吻合せり。本傳第三之下、竹内正庵はいづれの海島に發遣せられたりじやいかん。以て海島を脱じたりじや或はまたいまだ海島に赴かざる以前に逃走じたりじや同志の人々の助を假りたりじやはた單身にして經畫じたりじや其傳なければ得て知る可らず。澁川正意君が口碑之傳に「山縣大貳、惡意ヲ結ビ幕府ノ嫌疑ヲ受ケ三都御搆トナリタル由」とあるは蓋島破りの罪をおもひ隠じたる一種の方便説ならん。或は又翌明和五年戊子立太子の大典を擧げられたれば特赦一等を減せられたるも知る可らず。其信州に來れる以前に總州銚子の邊に居住じたる事もありじにや。近來上梓じたる太田蜀山翁の一話

一言第六卷に「信州諏訪ニ虚庵ト云ヘル異人アリ生國ヲ知ラス書畫ヲ善クス最モ篆刻ニ妙ナリ養鷹ノ法ニ精シ又能ク鷹ヲ畫ク曾テ諏訪因幡守家ニ奸臣アリテ主君ヲ毒殺セシトセシ時獨身シテ東都ニ至リ執政ニ訴ヘテ竊カニ内濟ニシテ事故ナク家治リシカハ君侯之ヲ賞シテ五口ノ禄ヲ賜フ曾テ總州銚子ニ在リシ時一トセ早魃シテ民歎キクシヤ其所ノ神木ノマツリニ四本ノ竹ヲ立テシテキリカケテ祈リシニ其木ノ上ヨリ黒雲起リテ八町ノ間雨降リシトテ此事村中ニ隱レ無カリシカハ幻術ヲ挾ンテ人ヲ惑ハス妖僧ナラントテ所々ノ司ヨリ捕手ヲ遣ハサントス虚庵里正ノ家ニ在リテ書ヲカキ居タリシニ里人其事ヲ告ク虚庵驚カズン曰ク捕手ノ至ルハ明日四ツ時ナラントテ書ヲカ

之ヲ自若クシ明日ニ及シテ所在ヲ失フ其畫具箱ヲ藏ニ收
 置キシニ是又十日程アリテ見ヘストナシ云ヘルト上毛
 如水翁語リキ天明八年九月尾藩金森百助桂五子虛庵ヲ訪
 フ留守ニテ遇ハズ住所ハ下諏訪ノ内上諏訪ヘ行シ兩賊片
 町醫業ノ人名ハ瑾號ハ艸龍子諏訪伊勢守家老ノ子ヲ養子
 トス弟子象山ニ逢ヒ畫三枚モライヤ一紙ヲ余ニ與フとあ
 り此天龍道人王瑾が幻術を行ひしといふ事は余が郷里に
 ても一般に言ふらしたる事にて正意君の子澁川正男君が
 余に贈られたる口碑覺書に「或時吉澤民左衛門ヲ連シ明神
 シ社内ニ入り今宵天狗ヲ使ヒ見セシトテ大木ヲ起伏セシ
 マタル事有之トカ申候」と有るが如き其一端を見るへし總
 べて蒙昧未開の世に在りて一世に卓越せる人に此の如き

風評を爲すハ田舎一般の慣習にしてかの銚子にて雨を祈
 りたりといへるが如きも亦應に然りしなるべし
 其諏訪に來りたるハ口碑の傳に「諏訪郡下諏訪ヘ居住は明
 和年間ニテ年月不詳安永七戌戌年下諏訪ニテ家屋數買受
 シ證書今ニ存在ス」とあり碑碣銘に「前是有欲歸隱豐長兩
 國間約西欲赴之路經信州諏訪怡湖水之勝狀愛溫泉之佳淹
 留數旬終撰地湖北ト隱名氷湖觀居數歲鷺湖則以天龍河泉
 源號天龍道人」とありて其年月を記せず
 其俗姓を澁川と稱したるハ道人遺書の中に「龍造寺家由來
 シ事」といへるもの一卷あり龍造寺の家系を記して山城守
 隆信に至リ「隆信有三子嫡子ヲ政治家ト云二男ヲ江上家種ト
 云三男ヲ後藤家信ト云家信ノ二男ヲ隆章ト云此ヨリ四

世ヲ板部舍人忠堅ト云板部ノ姓出瀧川トイフに至リて筆
 を止むまた口碑覺書には或日上書覺ノ終ニ瀧川ハ養家ノ
 姓ナリ王ヲ以テ姓ト致シ候事他ニ子細有之候トアリトイ
 へり未だいづれかはあるを知らず又碑碣銘に王姓を稱す
 る由來を記して曰く以王爲姓者昔源平之軍平氏敗而窘赤
 間關時安德帝不堪世之暴亂已欲沈玉躰于葦海茲義經嘗有
 密策故懼帝之崩即妾絲子所生有女子七歲者陰以之代帝沈
 海中且使絲子護帝而走于九州蒙座肥筑間時絲子有身經之
 子不日而生男子矣帝曰經也一扶朕之厄不可忘故宣而賜千
 一丸名所以稱是千人中之一豪傑也及成人縮千一之字以作
 旌旗之照星誤終爲王字帝崩後千一丸欲隱山林迷變名易姓
 以王字賜帝之重爲姓至王氏十七世無男唯一女子在焉忠隆

迎之妾而生道人爰不忍絶王氏之家系故與道人於妾以繼王
 氏トイフ此説あまり奇創に過ぎたり本書考證篇の第五證に擧
 げたるもの則ち其實にして此千一丸の事の如きは道人壯
 年の日先帝桃園天皇の知遇を辱ふせし事を憶ひ起して之
 を祖先の事業に托して捏造し出したる一時の寓意小説た
 るに過ぎざるべし
 また諏訪家内亂の事を記して世上に流布せる信州仙人床
 といへるもの十八卷あり其第十三卷に道人が諏訪に來れ
 る來由を記して信州諏訪高嶋ノ城下ニ名ハ王瑾號ハ鹿庵
 下云ヘル人アリ因幡ノ國鳥取ノ生レナリ此人若クノ京ニ
 出テ學問シ其後東都ニ來リテ諸君ノ門ニ遊ビ博ク和漢ノ
 書ニ通シ殊ニ生得書ヲ好ミ長崎ヘ行キテ熊徹山人ニ學ヒ

好々形事トハ言ヒナガラ日々月上達シ就中鷹ヲ好ミ
 字畫ケルガ諏訪ハ代々鷹ノ家ナリト聞キテ住居シ鷹匠部
 屋ヲ頼ミ凡ツ七年ノ間春夏秋冬ノ符ノカワリ羽ノカワリヲ
 見定メ鷹ノ秘事口傳ヲ悉ク傳授シ終ニ其妙ヲ極メタリ誠
 ニ虚庵ガ書ケル鷹ニ於テハ其誠ヲ盡セシトハ言ヒナガラ
 古今彼ニマサレル者ナカルベシといへり此信州仙人床と
 いへる者は頗る牀統蕪雜ある一種の記録本なりといへど
 もこの道人が諏訪に來れる口實のみは道人自ら志か言ひ
 たりしと言ひ傳へたる郷里の口碑と全く相吻合せり只そ
 の因州鳥取の人といへるは當時傳聞の誤を記したるなり
 天龍道人王瑾が住居は下の諏訪の中木之下といへる所に
 在りて其居宅を氷湖觀といひ自ら十景十八勝を撰み詩を以

て其勝を記せり所謂十景は柴宮、宿鷲、諏祠、寒鴉、射峰、積雪、且
 過、温泉、鷲湖、水道、駒嶽、春雲、霞城、晴照、華阜、曉煙、砥橋、行客、衣崎、
 漁舟にして其十八勝は芝蘭臺、望富亭、艸龍架、蕉鹿園、停雲閣、
 宿雨林、獨鈿水、延壽泉、青山館、錦繡牆、聽松榭、薛蘿關、管荒野、諏
 訪家の内亂の事を記して世に流布せるものは信州仙人
 床の外旅路噲故郷土産一卷あり余は此天道人傳を編纂せ
 んとするに當り郷里の先輩にして舊執政なる鵜飼耻軒君
 に二書を贈り此事件に關せる當時の日記記録類を送附せ
 られんことを依頼せたりしに千野兵庫貞亮が家來伊藤覺
 右衛門兄弟の御一件覺書及び千野家に秘藏せる金洞君行
 實奸人御仕置帳天明壬寅年之大意等各種の書類を送附せ

られたりしに因り其事實の精細を知ることを得たり然れども本書の目的は竹内式部の末路天龍道人王瑾が此事に關せる事實を搜索するに在りて諏訪家内亂の事情を記するにあらざるを以て只其要領のみを記して止むべし畢竟其原因たる諏訪大助頼英千野兵庫貞亮といへる二人の家老が確執に起り渡邊助左衛門三行近藤主馬虎之等二三の小人其間に投じ利祿を僥倖せんと欲するに由れる者の如し繼統の事毒飼の事等往々人口に膾炙し小説に載することありといへども内亂の眞實相は決して此に在らざるに似たり渡邊助左衛門始は千野兵庫を助けて諏訪大助を斥け尋て大助に黨して兵庫を陥れんとするに及びて遂に事敗れたり然れども之を要するに千野兵庫は謹厚方正の君

子にして諏訪大助は驕奢淫逸の小人たりしは斷して疑ふ可らざるに似たり唯この千野諏訪兩家の確執に至りては一朝一夕の故にあらずして余が家に古く藏せる交合雜記といへる古寫本に前年一時これが爲めに一番騒然たることありしに一族諏訪五郎左衛門盛條が果斷の一言によりて鎮定せる由を記せりとは此天明年間を距ること五六十年以前の事なりしと聞けり

千野諏訪兩家老の確執益甚しく大助志を得て兵庫蟄居せしめらるゝの日に當て天龍道人王瑾は下の諏訪の氷湖觀蕉鹿園に在り冷眼を以て兩黨の争を看破し傍觀の技痒に堪へず英雄好事の情勃然として再發し來り終に別に經畫する所あり一書を裁して千野兵庫に贈る此時の事を御一

件覺書に記して曰く、天明元年七月十八九日頃、虚庵參り覺
 右衛門ニ逢ヒ度申候間、覺右衛門儀一兩日屋敷へ罷出居候
 下申候處封書上、書キ覺書ト有之ヲ持參覺右衛門ニ遣シ、且
 那樣へ差上吳候様申候間、且那樣へ差上候儀ハ此節之儀如
 何可有之哉ト申候處、氣遣候儀ハ無之、且那ノ御爲メニ相成
 候間、差上吳候様申罷歸候、または則御開封被遊御覽候處、漢
 文ニテ隱シ言葉、且那樣被仰候ハ此書面假令何方ニ落散候
 トモ一通リノ者ハ讀メ申スマシクなどあり、又千野家に
 ありたる一件書類の中には、天明元年六月九日家來覺右衛
 門申候下諏訪ニ住居仕候、虚庵儀ハ一通リノ者ニ無之、此
 度ノ次第非義非道ノ旨申居候、此モノ御味方ニ入候ハ御
 用立可申云云、また七月八日先達テ覺右衛門申上候、虚庵御

味方ニ御頼、江戸表ノ掛引等爲仕申度、段度々申上候相談可
 致旨被仰出候ニ付、役人三人申談シ、虚庵方へ參り覺右衛門
 へ段々深切ニ申サレ候禮申シ、述ベ委細相頼ニ候事ニ相決
 シ、同九日川村又兵衛、虚庵方へ參り是マテノ禮申シ、述ベ万
 端打合候處、虚庵儀御迹ヨリ出府御味方可仕段申候間、罷歸
 其段申上候トあり而して二者少しく時日の相違あるは御
 一件覺書ハ覺右衛門兄弟が暗記のまゝを筆記したる誤謬
 ならん
 余は臆斷をもつて當時の事情を推測するに、天龍道人王瑾
 は此時其年既に六十四歳にして常人を以て之を見れば氣
 息奄々且暮地に入るを待つの時なるに、青年千古の志未だ
 全く衰へず諏訪家内亂の萌あるを機會として、千野兵庫を

輔けて東京に至り諏訪家の庇蔭に立ちて暗に幕府の動靜を窺はんとし因縁比附して當時幕府の執政田沼玄蕃頭意次に近づき一面は千野兵庫が爲めに其冤枉を辨疏し一面は幕府の内狀を伺察したりしからん而してまた當時天龍道人が諏訪家の爲めに經書せし所は大むね左の如くありしからん當時の藩主諏訪安藝守忠厚君は性質多病にして政務を親らし給ふこと能はず此時にして一藩の幸福を全ふし朋黨の禍を免れんとするには少くとも三個の勢力を假らざる可らず其第一は一藩一家中の輿論聲望なり第二は諏訪家の一門及び親戚の同意賛成なり第三は幕府權家の勢援加勢なり然るにかの兩黨の如きは單に君主父子の然諾知遇のみを以て萬般の事を處せ

んと欲するが故に毎に近侍小人の左右する所となりて一勝一敗終に其底止する所を知らざるなりいでて意を決して一書を千野兵庫に贈りしからんされば千野兵庫は天明元年八月朔日諏訪を脱走するに臨んで二三同志の士に授くるに機密を以てし以て一藩の輿論を喚起せしめ其身は直ちに東京に至りて諏訪家の親戚西尾侯松平和泉守乘完の邸に投じて一門親戚の賛成同意を求め天龍道人王瑾また外に在りて執政田沼玄蕃頭意次が左右に取り入り辨疏懇願して以て其聲援加勢を乞ひたりければ所謂三個の聲力を假るの策全く其目的を達し諏訪よりは安間彌五左衛門盈爲山中助三郎方英以下の數十人陸續出京して兵庫が冤を訴へまた千野兵庫引渡の事件よりして諏訪大

助波邊助左衛門以下諏訪家當路の諸人と其一門親戚との間に葛藤を生じ且田沼玄蕃頭意次が殿中にて松平和泉守乗完に向て一言せし事あるに由り兩黨の勝敗一朝にして全く其勢を異にせりかくて天龍道人王瑾が謀る所悉く其圖に當り天明三年癸卯七月四日諏訪大助頼英を屠腹せしめ其父圖書頼保を終身禁獄し渡邊助左衛門三行近藤主馬虎之上田右次馬元真其父上田宗夢等を斬に處し一藩數年の葛藤全く落着して一藩の士民始めて安堵することを得たりこの日我曾祖父渡邊政隣君もいかなる連累にやありけん遠慮といへることを申し付られ打止めりてありけるにかの天龍道人王瑾は夜に入りて忍び來り渡邊君いつまで思

ひ屈し給ふ何事も皆天命なり人生の行路難は山にも非ず川にもあらずして只人情反覆の間に在りといへること今こそ思ひ當り給ひつらん人生五十のうちよき學問をし給ひたりと打笑ひていひけるに吾曾祖父は老實の人にていやとよ一身の事は憂ふるに足らず我家今寒微なりといへども源を天潢に發し蓋亦嵯峨源氏の一流たり某が世に至りて亂臣賊子に與せしとの疑を受たること實に是千載不滅の遺憾なり腹切つて祖先に謝するの外なしといひけるに道人からしと打笑ひて朋黨の禍は古よりして有り漢土人は其成れる述につきて種々様々の論あれども其實は歴史に記したるが如きものにあらず正姦互に有り是非善惡雙方俱に相混淆せるこそは朋黨の眞實相なりといふべ

けれ譬へば今回諏訪家の内亂の如し老人をして諏訪大助
 を助けしめん乎兵庫をして今日の大助の如くならしめん
 ことば手を翻すよりも易かりき然れども老人は別に思ふ
 よしあり兵庫を輔けて東京に至りよしなき罪を作りたり
 足下は今尙春秋に富めり何等の小量執拗なる勉強して時
 を待ち給へ老人もまた一臂を出して其發達を助くべしと
 頻りに慰諭して立ち去りたりと是我家の口碑に傳ふる所
 なりさればにや文化三年の頃にいたり政隣君父子同日に
 格祿を進められたりけるに天龍道人打喜びて七言八句一
 韻到底の詩を贈れり「臣事君忠心爲先、忠心全處百事全、晨戴
 星夕踏月旋、勤々不懈二十年、父子辱遇、主君賢聞、今格祿日漸
 前、至誠若能、德合天、兒孫從是長綿延」と其眞蹟今尙我家に存

せり其他我家に藏する所の柳子新論古寫本一卷あり本文
 は大略山縣昌藏氏が出版せし所の者に同じ只松宮主鈴が
 下したる欄外の評語は此古寫本にありて新刊の書中にあ
 り是或はまた天龍道人王瑾が我曾祖父政隣君に贈りたる
 もものにはあらざるが往來渺茫として得て譯づぬ可らざる
 を遺憾なりとす
 また此書の發端第一に記したりける余が親戚なる一老人
 の談話に因れば諏訪大助禁獄せられて千野兵庫志を得る
 の日にあたりて一日兵庫は天龍道人を訪問してこの一件
 も高庇によりてまづ安心なりといひむに天龍道人は打笑
 ひて人心は惟危くして道心は惟微なりこの道人が今日に
 てもあれ其志を變じて諏訪大助が爲めに一臂の力をいた

事あらば君が頭顱は恐くば其軀殼上に安ずること能は
 ざるべし少くも心してもの言ひ給へといひけるに兵庫は
 之が爲めに手足戰慄していふ所を知らざりしとがいはり
 狡獪弄世の手段以て思ふべし
 天龍道人王瑾が二臂の力に依りて諏訪家の社稷泰山の安
 きを得たりければ千野兵庫を始として一藩諸士の奔走待
 遇下方ならず口碑覺書に千野氏ハ先般ノ勞ニ酬ニル爲
 三日出勤セバ百石ノ祿ヲ與ヘント申候ヒシガ諸侯ノ臣
 下ハ好シカラズトテ辭退致シ候由とあり碑碣銘に此事
 を記して「偶藩中有事、道人竊荷之、時大夫曰、以予所望、謝勞如
 何、道人曰、我無所望于世、性素疎狂、不堪仕官、多不恭、希莫罪之、
 何賜加之、於是賜以月俸之米、而又不敢爲罄折人、遊意于花月、

怡情于山水、自適養老矣」といへり而して此事たる千野兵庫
 に關係する所あるを以て其草稿を贈りて意見を問ひたる
 ものと見へ原稿には兵庫が自筆をもつて「御作文ノ通ニテ
 宜シク候」との付箋あり余が考證篇に於てこの碑碣銘は道
 人が自述なるべき明證ありといへるは即ち是なりまた道
 人が末期に諏訪家に出じたる書中にも「先年丑年一件ノ砌
 寸志ノ御荷擔申上候ニ付難有御目見被仰付サシタル功モ
 無之處御扶持頂戴仕リ一時坐ノ御奉公モ仕ラズ御參府
 御歸城ノ恐悅モ申上ズ失敬至極懶惰ノ拙者多年御國益ヲ
 費シ奉恐入候御家中方へ對シ無禮ノミ法外ノ振舞御叱リ
 ヲ蒙ルベキノ處無徳ノ拙者却テ先生ナド稱セラシ愧入
 候儀ニ御坐候」とありまた老友小澤正弘君が余に贈られた

る天龍道人王瑾が高弟古田與一左衛門天龍道人の舊號を
 受けて番號を卯龍といひし人の二男小池翁介氏が談話筆
 記中に「千野兵庫貞亮道人ヲ隱逸ノ御老人ト稱シ自宅ハ道
 人參リ候節上席ニ絹フドシキ右ニ着坐ノ上ナラズハ
 挨拶セズ」と記したり口碑覺書にも亦「千野氏遊獵ノ歸路等
 々ハ立寄り折々獲物ヲ置テ去リタルトモ有之候由又千
 野氏ハ參リ止宿イタシ時ニ三十日位逗留イタシ候事有之
 候酒ハ一切飲マズ菓子ヲ好ミタル由ニテ千野氏ヨリ折々
 贈リ候由」とあるが如き當時諏訪家優待厚遇の狀以て見る
 べきなり
 此の頃、千野氏の居宅火災に逢ひける時繪圖
 を殘して建築の事を他人に託し其身は加州に遊ひて落成

の白を待つて歸り來れることありしといへり口碑覺書に
 「加州前田侯大夫長甲斐守殿方ニ參リ普請成就ノ後歸宅其
 節申斐守殿持鎗ノ石突ヲ切斷シ令儀ノ手ニテ之ニ千代八
 千代治御代ノ槍ノ杖突ヲ下ニ盡メテ老モ命ハ影シ
 タル杖ヲ贈ラル虚庵死後千野氏ニ乞フ道入紀念トシテ
 贈リ候由」とあり小澤正弘君が贈られたる小池翁介氏の談
 話筆記中にも亦た此事を記し且の道人天國が作の短刀を
 愛して常に之を帶ひ楠公の志操を慕ひて拵へを楠公短刀
 の圖に倣ひたる等の事あり而して此道人が加賀に遊ひた
 りし事に就きて之を思ふに前田氏は北陸泰斗の雄藩なる
 を以て竊かに思ふ所ありて遊説したる者らんか明和風土
 記の黨人中前田利幸の名ありて其何人たるを知らずとい

へども織田氏と並べ稱したるを見れば蓋亦當時諸侯の一
 人にして竹内式部は従前よりして前田氏に關係する所あ
 り舊交を修めて加州に遊びたりしならんか
 天明六年丙午徳川將軍家重薨して一橋治濟の子家齊繼て
 將軍に任じ寛政七年乙卯白河侯松平越中守定信朝臣入て
 閣老となるに及んで徳川氏漸く又再興の勢あり内外の紀
 綱將に振はんとす天龍道人王瑾も亦年既に老ひ宿志漸く
 將に達せざらんとするを知れり然れども寛政十二年己未
 八十二歳にして村内八十歳以上の男女二十餘人を集めて
 壽筵を開き弟子文龍をして其圖を畫かしめ自ら一韵を以
 て七絶四十三首を賦して之に題せし第十二首に「未知神國
 吾皇貴、綱紀萬年日月懸」また其第四十三首に「太平齊唱無私

曲、仰祝聖皇億萬年等の句あり尊王の志老ひて未だ衰へず
 其壯年竹内式部たりし時京師の縉紳家に向つて名分大義
 を説き王政復古の大業を首唱したる當時の口氣依然とし
 て尙存せりといふべし
 余は之に依りて思ひ出せる事あり余が少年の頃郷里なる
 一老人の談話に天龍道人王瑾は其年八九十歳の頃まで常
 に一個の鐵丸を弄じて行住坐臥之を放たず或る人其故を
 問ひしに道人答へて余が壯年の日は日として武器を手に
 せざることなかりしに今は隱遁道人の身となりて腕力の
 日におどろへ行くを悲しみ鐵丸を弄じて以て腕力を養ふ
 なりといへり其氣力老て益旺盛ありしこともつて思ふ
 べし

蕉鹿編を見應酬の詩文に據りて之を案するに信州退居の後其交際の最も親じかりしは松代長國寺の千丈巖禪師と高遠藩士阪本天山翁との二人ありし如し余が家に千丈巖禪師の語録三卷あり師は洞門の高足機鋒銳利にして作用俊敏なり以て竹内式部の末路天龍道人王瑾と意氣相拮抗するに足れり道人七十七歳の時其弟子天鬼子馬彈ある者をして肖像を畫かしむ今尙澁川家に現存す道服を着して如意を持ち香を聞て閑坐するの跡を畫けりといへども坐邊には朱鞘の一大刀を架し置きたり當時の氣概もつて見るべきなり千丈巖禪師其上に題して曰く「畫驥造化書泣鬼神語掠禪伯論叙釋倫啓迪後進坐簇鳳麟啤院前修眼空周秦矢口肆筆靡日不到寸楮片絹莫處不珍諏訪山水不緇不糶丹

336898

青之外請看此真とまた坂本天山翁は其高年の後漢籍の國讀翻轉して僅に其意を通ずる者決して正則に非るを思ひ長崎に抵り譯官に従ひて唐音を學び九經音釋を著し傍ら平戸藩の幕賓となり砲技を講して周發臺を築き終に客旅に其身を終りたり以て其識見高尙にして志氣旺盛天龍道人王瑾が友たるに足るべき一端を見るを得べし天山翁が天龍道人の七十歳を賀する七古長篇あり今現存す長ければ録せず道人嘗て蕉鹿篇を上梓するの意ありて手自ら之を校正し其序を天山翁に託して其成りたるを謝するの尺牘あり然れども其序の散逸して今傳へらざること多し文化七年庚午天龍道人王瑾其年九十三歳にして死期漸く近きを知り左右に命じて平生秘藏せし所の機密文書の大

封にしたらるを烈火に投せしめ生也如斯死也如斯、モ如斯、シ死也、モ如斯、シ縱到無生、ル死亦如斯、即今無生死、外如何、咄阿々々々、阿阿々々々、維摩一默猶是痴の四十一字を書し八月二十一日溘焉として逝く、嗚呼自ら志業の成らざるを嘲り自ら隱逸の益なきを罵り遂に維摩の一黙をさへ罵嘲し毅然として泉下に向ふ九十の老翁意氣此の如し英雄の末路真に酸鼻に堪へざるあり誰か識らんや此年の是西洋紀元一千八百十年にして佛國皇帝拿破崙第一世覇を歐洲に鳴らし魯西亞に向つて遠征を試むるの前々年なりとす海外各國の多事ある彼の如くそれ甚しきにも拘らず我日本帝國の民は東洋一孤島の中に鼓腹し許多の英雄豪傑をして太平に飽き無事に苦み丹青を弄して以て窓下に老死せしむ嗚呼天地の眼よりして

之を見れば此太平鼓腹の民は幸とやいはん不幸とやいはん古人は爲す可らざるの世に在りて尙爲す所有り今人は爲す所有るの世に生れて尙爲す所なし余は書して茲に至り今古時勢の變遷に感して悽然言ふ所を知らざるあり天龍道人王瑾が學風を接するに其初年竹内式部たりし時は垂加流の神學を學び中頃真言秘密の法を修し末年は遂に禪法に歸依したる者の如し蓋垂加流の神學は吉田家の神道に折中する所あり吉田家の神道はもと是真言秘密の法を換骨奪胎せし者あり學んで其奧妙に至れば轉じて事相三密の論に出入せざるを得ず三密事相の法門眼を一轉すれば其拘束を解き其規格を破りて終に活潑々地の禪理に歸着するは蓋又學理進化の上に於ける自然の成數にし

て秩序整然疑ふ可らざるものあるに似たり。其の如きもの
十一年其結論第四の條に於て、
余は今本傳を抄録編纂し終りて筆を闇くに臨んで讀者諸
君に一言する所あらんとす。吾人今百歳の後に生れて百歳
の上を商推し鴻爪雪痕實のみならざる遺墨斷簡口碑遺物
に據りて以て當時の實際を穿ち當時の實情を畫き出して
分寸の差毫厘の誤なからしめんことは人智の得て擔當し
得べき事にあらざるなり。况や余の如く目下劇職に在りて
日夕應答接客盤錯紛擾の間に左支右吾せられて夜半客去
り燈冷なるの候もしくは拂曉鳥雀夢を驚かすの際に非る
よりは事に筆硯に従ふの餘暇あきものに於てをや。故に本
書の如き僅々一百餘頁の小冊子なるも筆を起してよりこ

のかた百有餘日零碎なる光陰を集めて成れり。故に思想往
々前後相聯絡せずして考證其正鵠を失ひ論斷其宜しきを
得ざるもの多々之れあるべきは固よりありといへども當
初より來歴なきの語出處なきの事に至りては片言隻辭と
いへども之を卷中に置かざらんことを誓ひて以て此書の
編纂に従事したれば余は唯讀者諸君が此材料に據りてか
の疑問を決し謬見を糺し誤解を破り往々埋滅して世に聞
ふることを無らんとす。此竹内式部敬持が勤王の始末を一
世に表白せられんことを希ふのみならず、
竹内式部と同時に歐洲の中原に一大豪傑の士を出だす。宇
國の宰相「タタイン」氏是なり。其畢生の事業僞逸小諸侯の權
力を收め聯邦多頭の政脈を一變じて一大帝國を構造する

をもつて目的と爲せしが其死後四十餘年にして獨逸帝國
 設立の事業成りて歐洲中原の大勢之が爲めに一變せられ
 たり三百の諸侯國中に割據して兵權利權を分ち山城天皇
 と武藏將軍と其上に兩立して名譽利祿其泉源を異にせる
 一種奇々怪々なる國體政躰を一變して幕府を倒し諸侯を
 廢し民力を合し國力を一にし遂に立憲政躰の基を起した
 る明治維新の鴻業の遠く其源を資曆明和に發し近く其緒
 を嘉永安政に承け祖述し憲章して以て此に至れるものに
 して本傳の主人公竹内式部が始めて之を思ひ起し其死後
 五十餘年にして遂に其目的を達することを得たるなり東
 洋の大勢に於て豈少しく關係する所なきといはんや故に
 余が今汲々として此竹内式部が事迹を一世に表白せんと

欲する所以のものはかの國學先生儒家者流が單に自己好
 尚する所の一方のみに就て矮人觀場的に連呼喝采する者
 とは少しく其撰を異にする所なきにあらざるなり詩あり
 證と爲し記してもつて筆を止む「孤燈明滅伴銷魂、月落子規
 啼處、村、筆、擲、墨、耕、三、万、字、雄、心、一、點、此、間、存」

總評

余之於無邊先生也、遭遇之始、事甚奇、殆類小說、明治十四
 年余掛錫西京、化緣洛外、洛北某村有、小廬、環堵蕭然、不
 蔽風日、而水竹清疎、意匠可人、余乃叩其門、主人出、接余、年
 三十五六、白衣綸巾、意思超然、煮茶說玄、焚香談禪、機鋒孤
 峻、作用敏捷、余一敗塗地、而出、深疑其爲人、問之隣人、曰、高
 僧之墮落者、曰、華族之落魄者、曰、武人之憤世者、曰、盜賊之

避官捕者衆言不一遂不能得其要領而去他日再訪之則空屋無人只聞隣笛嘹亮之聲而已爾後不知其消息者八年於此矣今茲余入東京一日過城南麻溪之郊有高帽輕裘跨肥馬而來者憑鞍顧眄見余一笑風貌宛然如存如亡乃留杖以立凝眸以視嗚呼是洛北一小廬白衣綸巾說玄談禪者也余遽然曰余疑足下久矣願聞其名姓先生笑曰僕前日現居士身矣今則現宰官身以濟度群生焉人呼之曰大藏次官某者僕也余大驚遂携手入于其家一酌話舊徹曉而別先生示余以其近著天龍道人傳一卷且使余品評之乃携之而歸深夜剪燈而讀考證精確議論雄傑真良史之才也余拍案曰嗚呼先生出處豹變行藏龍蛇氣類甚與夫天龍道人王瑾似矣宜矣其善付情而寫真也余輩

又何言遂書今古遭遇之奇出處之變離合之感以充君別傳併代總評云爾

明治二十二年五月

東海沙門 萬象唯我謹識

天龍道人傳 一名 竹內式部勤王始末 大尾

竹內式部勤王始末

天龍道人書一紙、昔出天龍道人筆、

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 追考 and 参考）

附録

余は本書を判定し終りて後一の参考書を得て再ひ竹内式部と天龍道人とは同人ありや異人なりやの疑を生じたることあれば茲に追録してもつて讀者諸君の参考に供すべしそは岩倉家の古文書中より出たるものとかにて冒頭に「徳大寺殿家來儒者竹内式部ト申者堂上方へ軍學劍術等申上且武具之類調進致シ候様且其外神道講釋之儀於町奉行所御吟味有之次第ノ事」と書し寶曆八年六月二十八日小林伊豫守松前筑前守の兩奉行が立會吟味を始めたるより寶曆九年五月六日に重追放を申付られ京師を立去るまでのことを巨細に筆記したるものにて其文脈は式部が自ら筆

記したるに非れば其直話を書留めたるが如き体裁のもの
なり而して其末にある罪案申渡書は近衛關白内前公およ
び廣橋傳奏兼胤卿の日記中に所司代井上河内守より送附
したるとして記載したるものとは異なる所ありて其始に「徳
大寺殿家來竹内式部生國越後國當年四十八歳」とあり此書
「若し當時の實録あらんには余が本書の考證篇に於て寶曆
九年竹内式部は四十二歳ありしならん」と云ひしは違へり
然れども世の姦雄奇傑が天を罵り地を叱して以て其素謀
を行はんと欲するに當りては其生國を偽り其姓氏を偽り
また其年齢を偽るが如き固よりなむといふ可らざれば竹
内式部が自ら稱して四十八歳ありといへるも強ちに信ず
べからざるのみならずかの天龍道人王瑾が享保三年戊戌

の生れにして文化七年庚午死するの年九十三歳ありとい
へるも亦是一時の方便にして其實は九十九歳なりけんも
測るべからず故に今只之を茲に追録してもつて讀者諸君
の参考に供し敢て其本文を改めず
また同筆記中に竹内式部が幕吏に對して大義名分を論じ
たる一節あり抄出して以て異聞を廣む然らば今天下ハ
危キ天下ト存シ候哉私心底ヲ申上候様ニ被申候則返答ニ
ナル程危キ世ノ中ト奉存候此義講讀ノ節ハ當時之儀相慎
候事ニ候ハ今日於決斷所私心底御尋被遊候ニ偽リ可申
上様モ無之故申上候ナル程危キ天下ト奉存候ト申出シ候
ハ奉行衆ヨリ暫ク詞無之相慎候公事役人皆々色ヲ失ヒ
候跡ニ相見ハ申候暫候ヲ何故危キト被尋候故何故ト申儀

不存候ハ聖人ノ語ニ天下無道則禮樂征伐從諸侯出從諸侯出則十世少不衰ト有之候只今關東ヨリ政治出候ハ從諸侯出上申モ然レハ危キト外申上様無之候私ハ儒者ニテ道ヲ解キ候任ニ候故聖人ノ衰ト被仰置候事ナレハリレナリノ政故危キト申上候由申上候ハ古ヨリ天下ニ不_レ限一國ニテモ一人シテ治メラル者テモナク家老ヨリ用人_ニ云_レ者有_レ之治ルコトハ關東ニテ政務ヲ被取_レ行_レ候事何_レ子細可有_レ之哉然_レハカハル治世ヲ危キナド申候ハ_レカ_レト被尋_レ候故勿論關東之政一條々々京都ノ三公ハ御相談被遊勅命ニテ被取_レ行_レ候ヤ其儀ハ不奉_レ存候ハ_レ一_レ左様ハ見及_レヒ不申候勿論些細之事關外之儀御親ニモ及_レズ_レ之_レ候ハ_レ大事ハ三公ハ御相談有_レ之勅命ヲ乞_レテ被爲_レ

取_レ行_レ候ハ_レ禮樂征伐從_レ天子出_レト申者ニテ危キモ安クナル仕方ト奉_レ存候ト申上候ハ此儀役人衆モ甚ダ感シ入り其文言ノ末ニ當時ノ義ヲ申上候ニテハ無_レ之候ハ_レ私心底ヲ御尋_レ被遊_レ候故經書ノ趣ヲ以_レ申上候由書キ加_レ可_レ然ナド申候一向是ハ關東ハ下シ不_レ申ヤ答モ無_レ之候ト言ヘリ本傳上篇中に引用したる宙齋記の文と相照合して之を察せば以て竹内式部が膽氣辯才遠く凡人の上に出でたる一端を見るに足るべきなり

附録 大尾

洲 卷 之 五
 其 一 論 皇 國 之 政 治
 其 二 論 皇 國 之 經 濟
 其 三 論 皇 國 之 文 化
 其 四 論 皇 國 之 軍 事
 其 五 論 皇 國 之 外 交
 其 六 論 皇 國 之 宗 教
 其 七 論 皇 國 之 社 會
 其 八 論 皇 國 之 法 律
 其 九 論 皇 國 之 科 學
 其 十 論 皇 國 之 藝 術
 其 十一 論 皇 國 之 體 育
 其 十二 論 皇 國 之 勞 働
 其 十三 論 皇 國 之 婦 女
 其 十四 論 皇 國 之 兒 童
 其 十五 論 皇 國 之 老 人
 其 十六 論 皇 國 之 貧 富
 其 十七 論 皇 國 之 刑 罰
 其 十八 論 皇 國 之 監 獄
 其 十九 論 皇 國 之 醫 藥
 其 二十 論 皇 國 之 衛 生
 其 二十一 論 皇 國 之 農 業
 其 二十二 論 皇 國 之 工 業
 其 二十三 論 皇 國 之 商 業
 其 二十四 論 皇 國 之 金 錢
 其 二十五 論 皇 國 之 稅 收
 其 二十六 論 皇 國 之 關 稅
 其 二十七 論 皇 國 之 海 關
 其 二十八 論 皇 國 之 通 商
 其 二十九 論 皇 國 之 領 事
 其 三十 論 皇 國 之 領 土
 其 三十一 論 皇 國 之 領 海
 其 三十二 論 皇 國 之 領 空
 其 三十三 論 皇 國 之 領 地
 其 三十四 論 皇 國 之 領 民
 其 三十五 論 皇 國 之 領 權
 其 三十六 論 皇 國 之 領 責
 其 三十七 論 皇 國 之 領 權
 其 三十八 論 皇 國 之 領 責
 其 三十九 論 皇 國 之 領 權
 其 四十 論 皇 國 之 領 責

明治二十二年六月廿一日印刷

明治二十二年六月廿四日出版

定價金三十錢

著 者 長野縣士族 渡 邊 國 武

發 行 者 新瀉縣平民 井 上 圓 成

印 刷 者 長野縣平民 佐 久 間 司 馬 介

發 行 所 哲 學 書 局

東京本郷區本郷六丁目五番地

東京々橋區西紺屋町二十六番地

東京麻布區本村町三十五番地

東京本郷區本郷六丁目五番地

東京々橋區西紺屋町二十六番地

東京本郷區本郷六丁目五番地

版 權 所 有

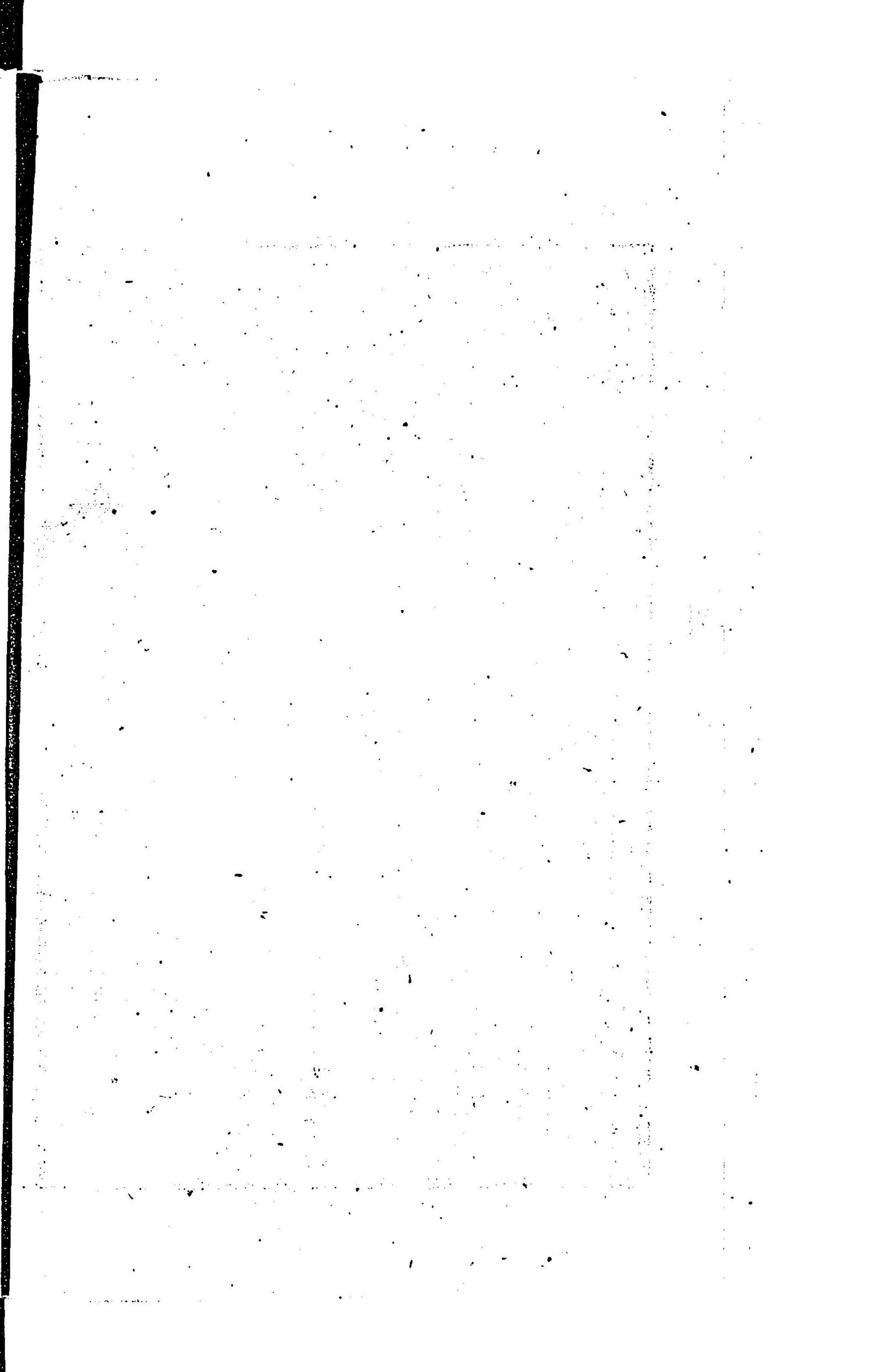
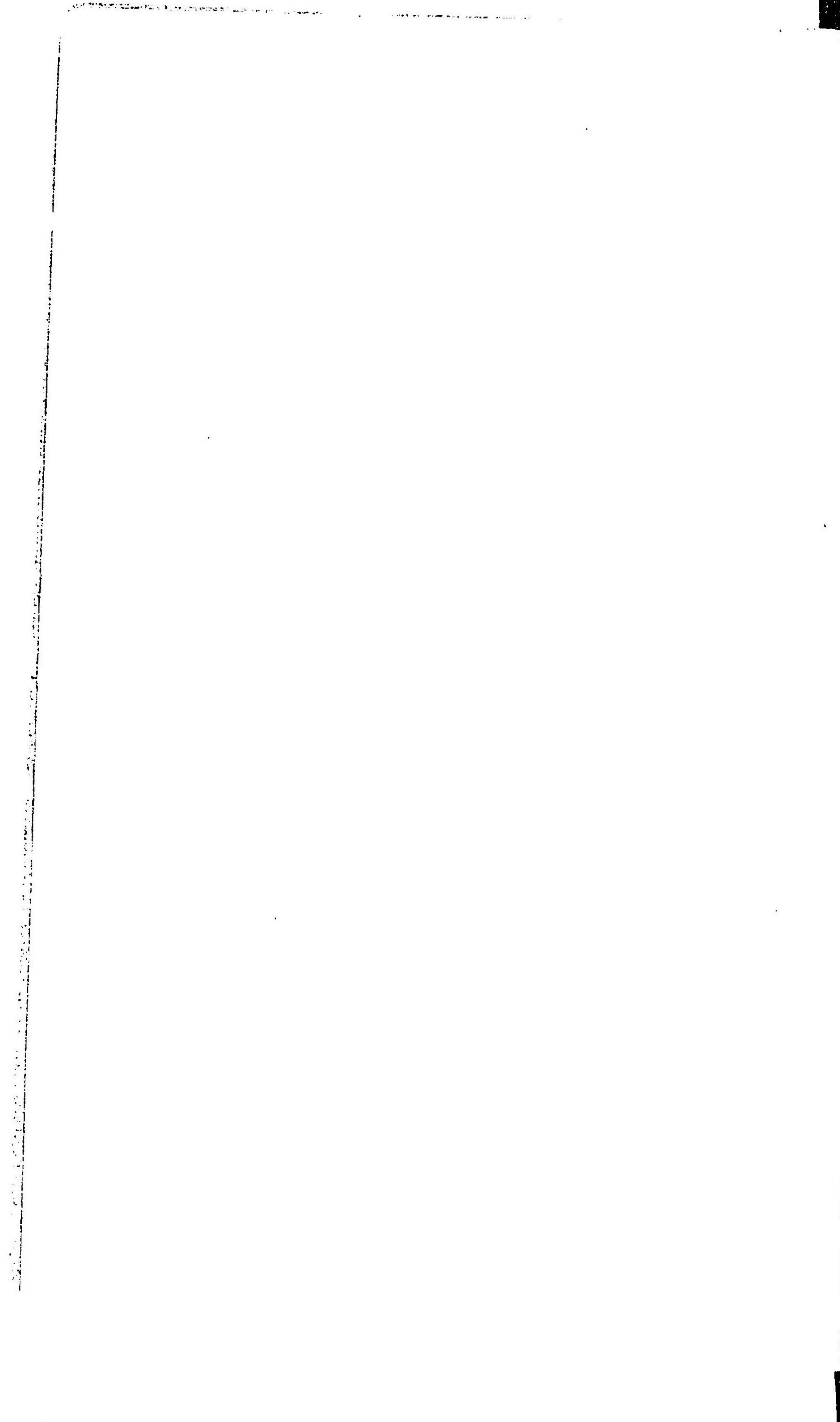
印刷所 東京々橋區西紺屋町廿六七番地 秀 英 舍

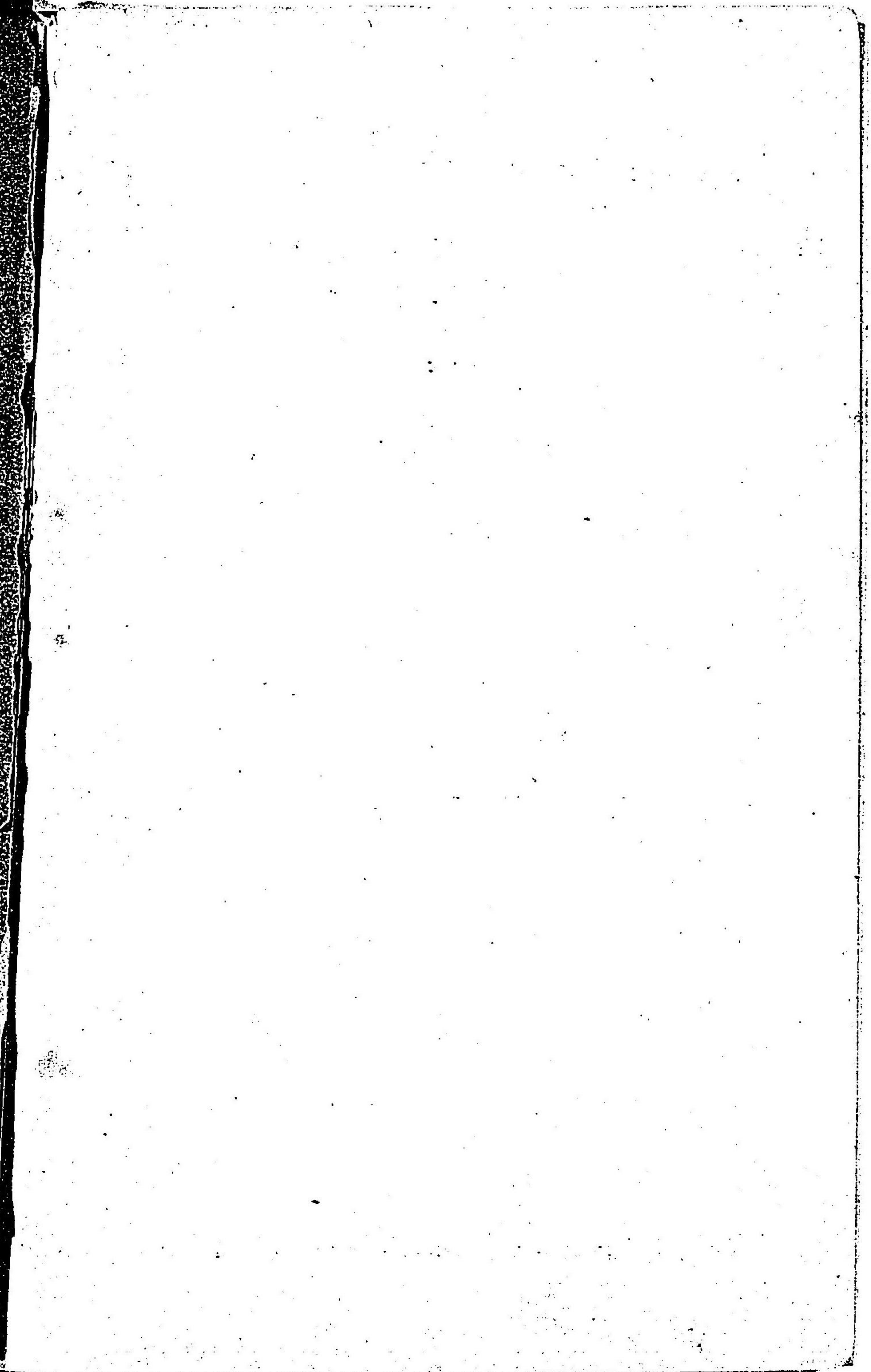
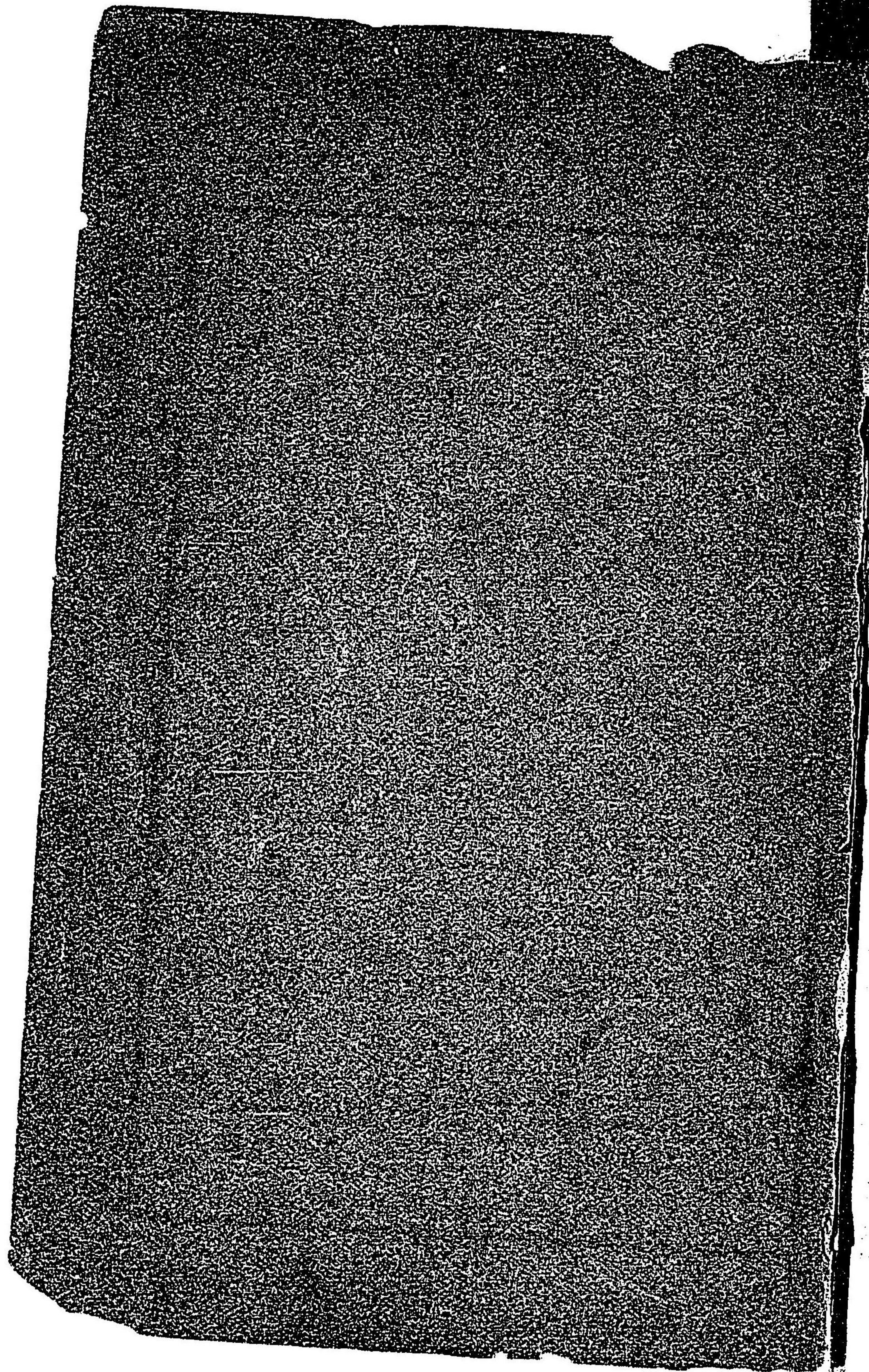
文學士 井上圓了著
 ○妖怪玄談 第壹集 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢
 ○哲學道中記 第壹卷 定價金 三拾錢 郵稅同 拾錢
 ○哲學一夕話 全三編 第壹編 定價金 七錢 郵稅同 九錢
 第三編 定價金 八錢 郵稅各册貳錢宛
 文學士 辰巳小二郎著
 ○現行憲法比較 全壹册 定價金 七拾錢 郵稅同 拾六錢
 ○哲學茶話 全壹册 定價金 八錢 郵稅同 四錢
 ○西洋女權沿革史 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢
 文學士 辰巳小二郎抄譯
 ○文明要論 全壹册 定價金 六拾錢 郵稅同 拾六錢
 ○新哲學要義 全壹册 定價金 三拾五錢 郵稅同 八錢
 村上 專精著
 ○佛敎道德新論 全壹册 定價金 三拾錢 郵稅同 拾錢
 ○佛敎三大宗 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 拾錢
 元老院議員文學博士 加藤弘之著
 ○德教育方法案 全壹册 定價金 四拾錢 郵稅同 四錢

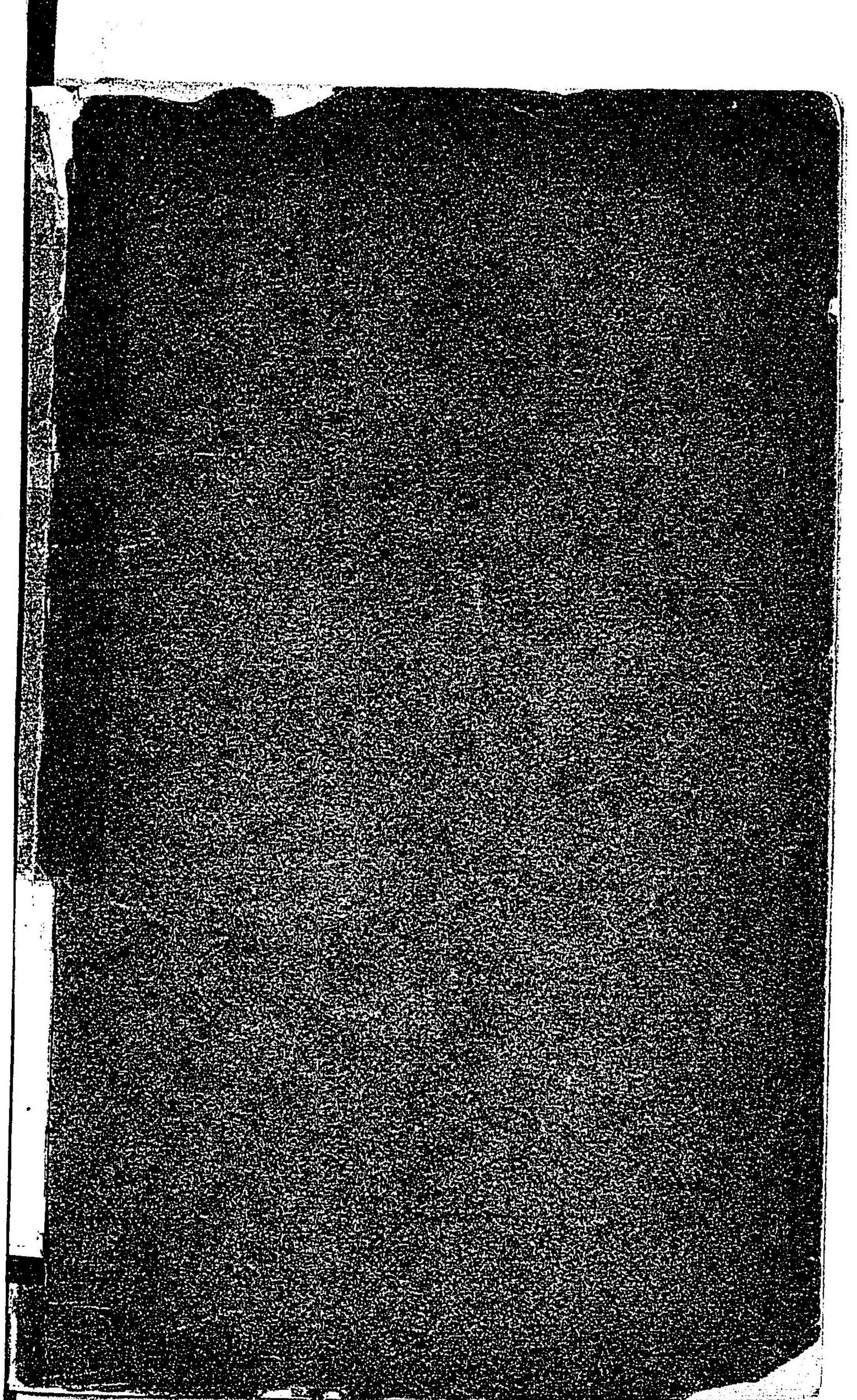
英國テート及スチワルト兩氏原著
 稻葉 昌丸譯
 ○未來世界論 全壹册 定價金 六拾錢 郵稅同 拾六錢
 大藏省次官 渡邊國武著
 ○印度哲學小史 全壹册 定價金 拾五錢 郵稅同 六錢
 文學士 棚橋一郎著
 ○佛敎之前途 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢
 理學士 坪井正五郎著
 ○技術看版考 全壹册 定價金 三拾錢 郵稅同 八錢
 杉浦 重剛 文學士 棚橋 一郎 合著
 ○日本通鑑 全拾册 內五册既刊
 第一卷 定價金 三拾錢 郵稅同 八錢
 第二卷 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢
 第三卷上 定價金 五拾錢 郵稅同 拾錢
 第三卷下 定價金 三拾錢 郵稅同 六錢
 第四卷 定價金 四拾錢 郵稅同 八錢
 杉浦 重剛著
 ○哲學こなし 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢
 吉田 文三著
 ○春宵史談 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 六錢

シロシニアプロドリク原著
 內務參事官文學士 久米金彌譯
 ○英地方政治論 全壹册 定價金 七拾錢 郵稅同 貳拾錢
 トーマス、ラレー原著
 ○論理史評 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 六錢
 トーマス、ラレー原著
 ○國家學要論 全壹册 定價金 八拾錢 郵稅同 貳拾錢
 寺田 福壽譯
 ○人道敎初步 全壹册 定價金 六錢 郵稅同 四錢
 中山 理賢著
 ○佛門立志編 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 六錢
 英國彌兒原著
 元老院議員西周譯
 ○利學 全貳册 定價金 壹圓 漢文 郵稅同 拾八錢
 嶋地 默雷撰
 ○冠徒然草抄錄 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 六錢

尾崎 碩聞著
 ○方鑒大成 全三册 正價金 七拾錢 郵稅同 貳拾六錢
 川島 純幹著
 ○GLORIOUS FRIENDS. 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 六錢
 荷雁逸史著
 ○競舸必勝之策 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 六錢
 帝國大學印行
 ○水上運動必携 全壹册 定價金 貳拾錢 郵稅同 貳錢
 法學士 林田隆太郎校正譯
 ○英國憲法及政治問答 全壹册 定價金 三拾錢 郵稅同 八錢
 文學士 土子笑面載著 文學士 春の屋廊註
 ○話術新論 全壹册 定價金 貳拾五錢 郵稅同 八錢
 樞密院議長伯爵伊藤博文著
 ○帝國憲法義解 全壹册 定價金 四拾錢 郵稅同 貳拾錢
 皇室典範
 ○歸納法論理學上卷 定價金 九拾錢 郵稅同 貳拾錢
 清野 勉著







2891
Ta575wt

006996-000-3

289.1-Ta575wt

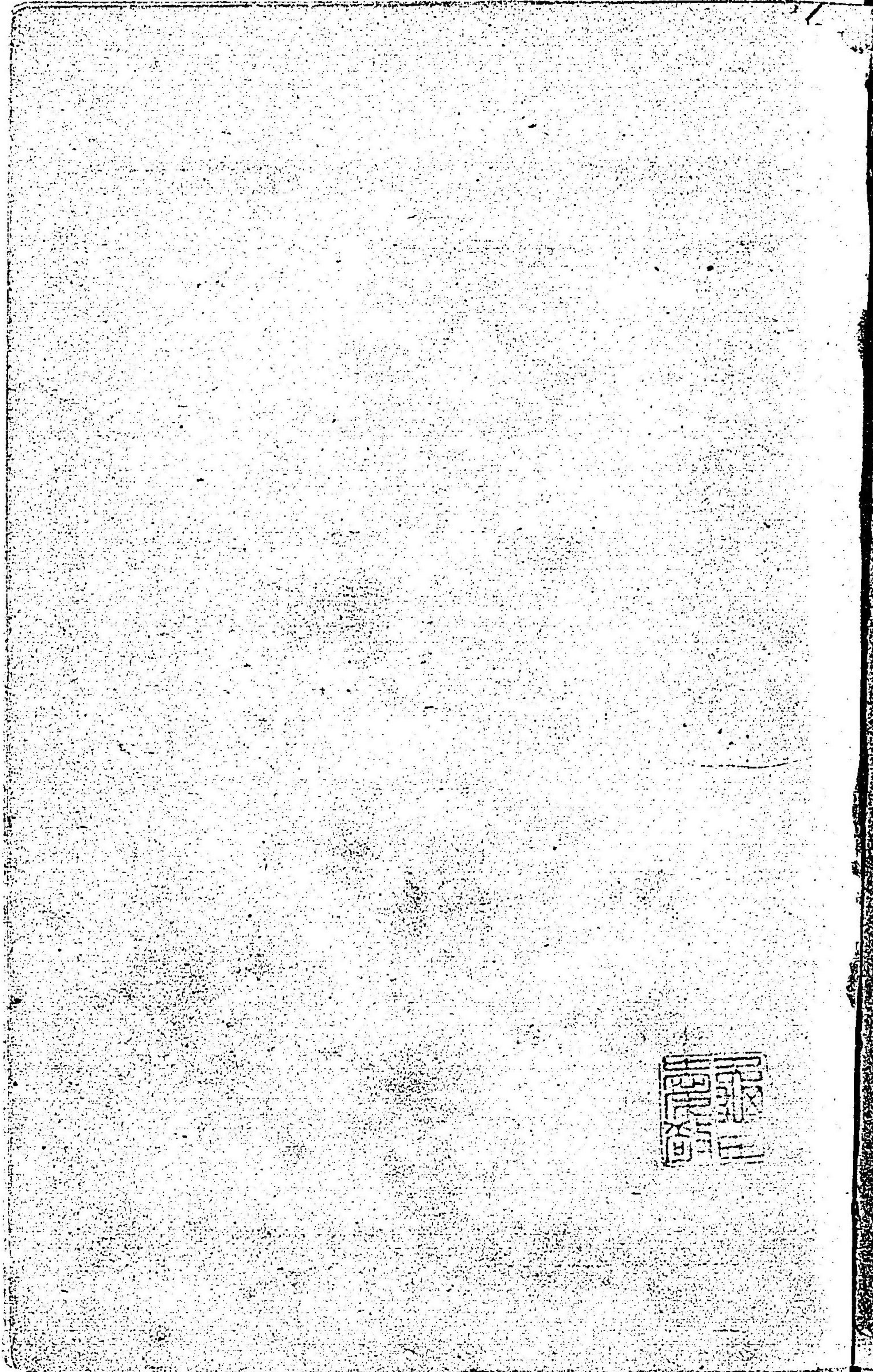
天龍道人伝

渡辺 国武/著

M22

ACK-0783





印

